上信越高原国立公園 (草津・万座・野反・四万、 菅平及び浅間地域)

管理計画書

平成 23 年 1 月

長野自然環境事務所

上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)目次

はじめに

第1章	上	信越髙原国立公園(草津・	万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の概況
1.	上信	言越高原国立公園(草津・フ	万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の概況 …1
2.	管理	目計画区の区分	1
3.	各管	で理計画区の概況	1
	(1)	草津・万座・野反・四万智	管理計画区1
	(2)	菅平管理計画区	3
	(3)	浅間管理計画区	4
第2章	重管:	理の将来目標・行動指針	
1.	将来	そ目標・行動指針の位置づに	t7
2.	将来	※目標・行動指針	7
	(1)	上信越高原国立公園(草澤	津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)将来目標
			7
	(2)	各管理計画区の将来目標・	· 行動指針7
3.	将来	そ目標達成のための仕組み	1
	(1)	公園管理の意見交換の場の)設置
第3章	重 風	致景観及び自然環境の保全	に関する事項
1.	特に	- 保全すべき自然景観と主要	要展望地点
	(1)	草津・万座・野反・四万管	管理計画区13
	(2)	菅平管理計画区	1 3
	(3)	浅間管理計画区	1 3
2.	特に	1保全すべき自然環境	1 4
	(1)	草津・万座・野反・四万管	管理計画区14
	(2)	菅平管理計画区	1 4
	(3)	浅間管理計画区	1 5
3.	その)他の保全対象	1 5
	(1)	菅平管理計画区	1 5
	(2)	浅間管理計画区	
4.	野生	E生物の保護管理	
	(1)	保護管理が必要な野生動	物への対応16
	(2)	保護が必要な希少野生生	物への対応16

		(3) 駆	除及び侵入防止が必要が	な外来生	生物への対応1 ′	7
	5.	不法投資	E	••••	1	7
		(1) 現	状		1	7
		(2) 対	策		1	7
	6.	関連施領	策との連携		1	8
		(1) 法	令に基づくもの		1	8
		(2) そ	の他		1 9	9
第	4章	適正な	国立公園利用の推進に	関する	事項	
					で、四万、菅平及び浅間地域)の利用について	-
					2 (
	2.	利用マフ	} —		2 (0
		(1) 利月	用マナー向上のための方	法 …	2 (0
		(2) 検言			2 (
	3.	国立公園	園情報の発信		2	1
				項 …	2	1
		(2) 国立	立公園関係者の意識の向	上に関	する事項2	1
	4.	防災対策			2	
		(1) 噴火	火警戒レベルによる立入	規制	2	2
			災情報の発信		2	
	5.	エコツー	ーリズムの推進		2	3
		(1) エコ	コツアーの対象地域		2;	3
		(2) ソフ	フト面による推進		2;	3
		(3) />-	ード面による推進		2	4
	6.	自然情報	服発信施設との連携		2	4
		(1) 草潭	聿・万座・野反・四万管	理計画	[区2 2	4
		(2) 菅豆	平管理計画区		2	4
		(3) 浅間	間管理計画区		2	4
	7.	トレイル	レランレース		2	5
		(1) トロ	~イルランレースの定義		2	5
		(2) 考之	えられる問題点		2 !	5
		(3) 基2	本方針		2	6
	8.	ヘリスラ	+		2	7
	9.	その他国	国立公園利用の推進に係	るもの	······································	7
		(1) 菅豆	平管理計画区		2	7
		(2) 浅間	間管理計画区		2	7

	章	行	為許可及び公園事業等の取扱いに	関する事項	
]	1. i	許可	「、届出取扱方針	2	8
	((1)	特別地域及び特別保護地区	2	8
	((2)	普通地域	3	3
2	2.	公園	事業取扱方針	3	4
	((1)	各管理計画区共通事項	3	4
	((2)	草津・万座・野反・四万管理計画	[区4	1
	((3)	菅平管理計画区	4	9
	((4)	浅間管理計画区	5	2
第6	章	その	の他国立公園の適正な保護と利用	に関する事項	
]	1. :	公園	管理に携わる団体	5	9
2	2. 4	研究	君との連携	6	0
ę	3.	今後	解決・検討すべき課題	6	0
	((1)	野生動物との軋轢(鳥獣被害)の)根本的対策6	0
	((2)	上信越高原国立公園の一体的な管	7理6	0
資料	煏				
		信越	高原国立公園(草津・万座・野反	・四万、菅平及び浅間地域)	
			画検討会(名簿、作成経緯)		· 1
			道高原国立公園指定植物一覧表		
				いについて	
	· 144.	ムム	園に係るテニスコートの取扱要領	頁について1	
			・園に係るテニスコートの取扱要領 は高原国立公園の特別地域内における		О
	·上	信越	葛原国立公園の特別地域内におけ	頁について1 ↑る行為の許可基準の特例(菅平運動場地区 1	0
	上/北灣	信越	遂高原国立公園の特別地域内におけ 地区)	ける行為の許可基準の特例(菅平運動場地区	0
	・上 北海 ・標	信越 浅間: 識テ	遠高原国立公園の特別地域内におけ 地区) ゛ザイン(案)	ける行為の許可基準の特例(菅平運動場地区 	0 2 0
	上北持・標・噴	信越 浅間: 識テ 火警	遂高原国立公園の特別地域内におけ 地区)	ける行為の許可基準の特例(菅平運動場地区 	0 : 2 0 1

はじめに

上信越高原国立公園(草津・芳座・野戸・四方、菅平及び浅間地域)は平成 19 年 3 月 30 日に、公園指定(昭和 24 年)以来初めて公園計画の見直しを行い、当地域は新たなスタートを切りました。これまでの間に、国立公園行政や社会情勢、利用動態などが大幅に変化し、より良い国立公園とするためには、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO 法人等の多様な主体が、一体となって公園管理を行うことが必須となっています。

これまで、当地域の国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的とした管理計画は、以下のとおり策定しています。

● 万座草津地域管理計画書	(昭和58年3月)
● 浅間地域管理計画書	(平成13年6月)
● 菅平地域管理計画書(菅平部分)	(平成13年7月)
● 谷川・苗場地域管理計画書(四万部分)	(平成13年9月)

今般、当地域に係る多様な主体が一体的となって公園管理を行うことを目的に、4つの管理計画書(菅平地域及び谷川・苗場地域は部分的)を統合し、新たに上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)管理計画書を作成するに至りました。

本計画書では地域一体となって目指す、当地域の「将来目標」及びそれを達成するための「行動指針」を設定しました。目標達成に向け、各々が地域の一員となって行動し、その進捗状況を点検できる仕組みとなっています。

※ 本計画書において、菅平地域管理計画書(菅平部分)及び谷川・苗場地域管理計画書(四 万部分)のそれぞれと重複している部分は、本計画書をもって取扱うこととします。

第1章 上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の概況

1. 上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の概況

上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)は群馬県及び長野県に位置し、浅間山、白根山等の火山や、湯釜、水釜等の火山湖、芳ヶ平湿原、菅平湿原等の湖沼湿原が多く見られるほか、温泉やスキー場も多く、シーズンを問わず、多くの利用者が訪れる地域です。

2. 管理計画区の区分

当地域は広域であることから、自然環境、地理的及び地形的な条件により、(1)草津・万座・野反・四万管理計画区(草津白根、万座、野反湖、四万温泉等を含む)、(2)菅平管理計画区(嬬恋村バラギ、菅平高原等を含む)、(3)浅間管理計画区(安节、浅間、鹿沢、湯の丸、高峰、軽井沢等を含む)の3地区に区分します。その区域は別添図のとおりとします。

3. 各管理計画区の概況

- (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区
 - ① 区域

当地域は東西に広がりをもち、群馬県嬬恋村、草津町及び中之条町の3町村からなっており、大部分が国有林となっています。

② 地形·地質

草津・万座周辺は、標高 2,171m の本白根山を最高峰に、草津白根山、逢ノ峰、万座山等 2,000m 級の山々が連なり、現在も火山活動が続いている地区です。地質は、両輝石安山岩からなる火砕流堆積物が山麓の南・東側に広く裾野を広げて堆積しており、その上を新旧溶岩流が放射状に覆っています。また草津白根山の芳ヶ平、逢ノ峰北西の弓池周辺、紫空湿原等は泥炭湿地が形成されています。

野反湖は、標高 1,514m、周囲が 12km の人工のダム湖で、日本海側に流入する信濃川水系の中津川源流域にあり、周囲に高沢山、エビ山、弁天山、八間山等の標高 1,600m~1,900m の山々に囲まれた湖です。湖畔は比較的なだらかで、開けた湖水景観を形成しています。地質は、湖の南北線により異なり、東側は斜長流紋岩類、西側は両輝石安山岩類からなっています。

四万周辺は谷間に位置し、その中を四万川本流、日前見川及び新湯川が流れており、この3河川の上流には洪水調整機能を持つ四万川ダムがあります。これらの河川はいずれも集水域が広く、水量が豊富な河川で、各所に渓谷や滝が見られます。地質は、フン岩が広く分布しており、岩質は石英、長石、輝石等からなっています。また、上流部は斜長流紋岩類が広く分布し、これらの岩質は変朽安山岩類及び輝石

安山岩類からなっています。

③ 気象条件

標高が高いため、年平均気温は約 10℃と冷涼な気候です。海の影響が少ない内陸型気候であり、年間気温差、昼夜の気温差が大きく、年間降水量は少ない一方、冬季は日本海側の気候の影響により積雪量が多い地区です。

④ 植生

草津・万座周辺ではオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹やダケカンバ等の広葉樹が広がっています。亜高山帯等の標高が高い所では、ハイマツ、クロマメノキ等が生育するほか、イワカガミ、コマクサ等の高山植物が見られます。

野反湖の周辺では、ダケカンバやカエデ等の広葉樹が広がり、湖畔にはニッコウキスゲ、レンゲツツジ等が生育する一方で、ササ地も存在します。また周囲の山々にはウラジロヨウラクツツジ、ドウダンツツジ等が見られるほか、イワカガミ等の高山植物も見られます。

四万周辺では、四万川上流域の山々にはブナ等が見られるほか、河川沿いにはミズナラ、コナラ、クリ等が分布し、その上部にはカラマツ、スギ、ヒノキ、サワラの植林地があります。

⑤ 動物

ほ乳類ではツキノワグマ及びニホンカモシカが多く生息するほか、ニホンザル、オコジョ等も生息しています。鳥類では、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類、ホシガラス等が生息しています。昆虫類では、ミヤマモンキチョウ等の高山チョウも見られます。魚類では、野反湖にコイ、フナ、イワナ、ニジマス等が生息しています。また環境省レッドリスト掲載種として、万座川支流白根沢上流域のトウホクサンショウウオ、四万川流域のシナノミズラモグラ等が注目すべき種として挙げられます。

⑥ 利用環境

当地域には、温泉、自然探勝施設、スキー場等が整備されており、四季を通して利用することができます。温泉としては、公園内には万座温泉及び四万温泉があり、古くから利用されています。一方、公園外にも、草津温泉、尻焼温泉等があり、温泉宿泊施設は充実しています。自然探勝施設については草津白根の湯釜観賞、空釜の高山植物、野反湖周辺の自然探勝、四万の滝探勝のための歩道等が整備されています。スキー場については、万座温泉スキー場、表万座スキー場、草津国際スキー場及び渋崎・スキー場が整備されています。

また、志賀草津道路等の整備により 2,000m 級の山々に車で行くことができるた

め、比較的容易に高山植物や自然景観を楽しむことができます。しかし、関越自動 車道、上信越自動車道等の高速道路網の発達により、首都圏からの日帰り利用圏内 となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

万座温泉、草津温泉及び四万温泉の旅館業や、草津白根山、野反湖等の自然探勝を主とする観光業が地域の産業として成り立っています。

(2) 菅平管理計画区

① 区域

当地域は群馬県嬬恋村のバラギ高原と長野県上田市の菅平高原からなっており、 一覧 山、根子岳、浦倉山とその山麓で、群馬県側は国有林、長野県側は民有地となっています。

② 地形・地質

標高 2,354m の四阿山を最高峰として、2,207m の根子岳、2,091m の浦倉山と 2,000m 級の山々が連なり、東西にその裾野を広げる火山地形です。菅平高原は四阿山・根子岳の南西の山麓に位置し、なだらかな地形となっており、その平坦地部分には菅平湿原があります。また、標高 1,746m の的岩山の北方 900m の地点に位置する菂岩は、国指定天然記念物に指定されています。

地質は、四阿山を中心として、新第三世紀堆積岩、新第三世紀火山岩類、酸性深成岩類、高井溶岩、不動滝溶岩及び米子凝灰角礫岩を基盤としており、岩質は両輝石安山岩に属し、その中には石英やカンラン石が見られます。麓の平坦地及び緩傾斜地には、これらを基質とする火山灰層が厚く堆積しています。

③ 気象条件

標高が高いため、年平均気温が約6℃と冷涼です。海の影響が少ない内陸型気候であるため、年間気温差、昼夜の気温差が大きく、年間降水量は1,100mm程度で、11月下旬から3月まで積雪があります。

④ 植生

四阿山・根子岳の標高 1,700m 以上には、コメツガ、オオシラビソ等の針葉樹林が広がっています。長野県側の中腹部から山麓にかけてはササの自然草原が広がっています。群馬県側はダケカンバ等の広葉樹が分布し、山麓部にはカラマツの人工林が生育しています。また全体にイワカガミ等の高山植物が多く見られます。

菅平高原の平坦地部分は、畑地や運動場として利用されているため、畑地由来の 植物や運動場のシバ類が分布しています。 菅平湿原は、主にヨシやオオカサスゲが生育する低層湿原で、ヤチダモ、ハンノ キ等の湿性木も生育しています。

⑤ 動物

ほ乳類ではカモシカ、ニッコウムササビ、ホンシュウモモンガ、ホンドオコジョ、ヤマネ等が生息しています。鳥類ではイヌワシ、クマタカ等の猛禽類やブッポウソウ、クロジ等が生息しており、また、オオヨシキリ、コヨシキリ、カッコウ、アトリ等の渡り鳥も見ることができます。魚類では、千曲川、利根川の源流域で、イワナ、カジカ等が生息しています。昆虫類では希少なミヤマモンキチョウやベニヒカゲを見ることができます。

⑥ 利用環境

当地域の利用施設には、ラグビー等のスポーツ合宿のための運動場、スキー場及 び宿泊施設並びに四阿山・根子岳周辺の自然探勝施設が整備されており、夏季と冬 季の利用にやや偏りがありますが、四阿山・根子岳の登山者も多く、四季を通じて 利用されています。

特に菅平高原には宿泊施設及び運動施設が充実しており、この高原の一部である 菅平湿原には自然散策のための園路並びに菅平高原の文化、歴史及び自然の情報発 信地である菅平高原自然館が設置されています。バラギ高原ではスキー場のほか、 温泉旅館やキャンプ場も整備されています。

長野新幹線、上信越自動車道等の交通手段が整備されたことにより、首都圏からの日帰り利用圏内となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

農業が盛んで、嬬恋村ではキャベツ、上田市ではレタスを中心に生産されていま す。菅平牧場では放牧・採草が行われています。

旧石器時代の遺跡が各地に残されており、江戸時代に物資の輸送等で使われた大笹街道(仁礼街道)の史跡も残っています。

(3) 浅間管理計画区

① 区域

群馬県安中市、長野原町、嬬恋村、長野県小諸市、東衛市、軽井沢町及び衛代苗町と7市町村にまたがる地域となっています。

② 地形・地質

上信越高原国立公園の南端に位置し、標高 1,000m である軽井沢の市街地から浅

間山の標高 2,568m まで、標高差 1,500m の地域で、火山高原、池沼、岩壁、渓谷等の複雑な地形を有し、現在も火山活動が続いている地区です。国指定特別天然記念物である浅間山の溶岩樹型や世界三大奇勝と言われている鬼押出し溶岩流地形等、特異的な火山地形を見ることができます。

地質は、浅間山による火山噴出物及び溶岩が広く分布するほか、浅間山を挟んで東西には、霧積火山及び烏帽子火山による噴出岩類が分布しています。これらの噴出岩類は、度重なる火山活動により噴出した溶岩、軽石流及び火山灰の堆積からなっています。溶岩類は、黒斑山の岩壁及び鬼押出しの溶岩流に見られ、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩及び角閃石・輝石石英安山岩からなっています。 浅間山山麓一帯には輝石石英安山岩の黒ぼく土壌が広く堆積しており、高原野菜の生産農地として使われています。

③ 気象条件

年平均気温は約9 $^{\circ}$ と冷涼な気候で、年間降水量は 1,200mm 程度で、標高の高い箇所では 11月下旬から 3月まで積雪があり、年間を通して霧の発生も多い地区です。

④ 植生

浅間山の山頂部及び標高約 2,000m以上の地域は、火山活動の影響も受けて、自然裸地や風衝草原がみられ、コメススキ、イタドリ等が生育します。蛇骨岳・黒斑山の北・西斜面及び東・西篭り登・水り塔山の北側斜面には、シラビソ及びオオシラビソが分布し、南斜面には天然のカラマツ及びダケカンバが分布します。

湯ノ丸山の東斜面、湯の丸牧場には国指定天然記念物であるレンゲツツジの群落が広く分布しています。しかし、牧畜の減少とともに牧場内に樹木が侵出し始めたため、レンゲツツジの分布が減少しつつあります。

湯の丸高原の標高 2,000m に位置する池の平には高層湿原が広がっており、多様な高山植物を見ることができる一方、周辺からの土砂の流入や植林したカラマツの吸水等による湿原の乾燥化が見られます。

⑤ 動物

ほ乳類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、ホンドリス、オコジョ等が生息し、特にツキノワグマ及びニホンザルについては軽井沢で居住地に現れるため、問題となっています。鳥類では、イヌワシ等の猛禽類をはじめ、ホシガラス、イワツバメ、カケス等が生息しています。軽井沢町星野地区付近の国有林の一角に「国設軽井沢野鳥の森」が整備されており、この地域に生息する鳥類は 120~130 種ともいわれています。昆虫類ではミヤマシロチョウ、ミヤ

マモンキチョウをはじめとする希少な高山チョウが生息しています。

⑥利用環境

当地域の利用施設として、温泉、自然探勝施設、スキー場が整備されており、四季を通じて利用されています。温泉については、霧積温泉、鹿沢温泉、高峰温泉、小瀬温泉等があり、温泉宿泊施設が充実しています。自然探勝施設としては、浅間山をはじめとする一連の火山群の登山道や、鬼押出し園地、浅間牧場等が整備されているほか、浅間白根火山ルートは、峠の茶屋三原線からの景観も素晴らしく、浅間山の景観や紅葉等を楽しむことができます。スキー場については、鹿沢スノーエリア、アサマ 2000 スキー場及び湯の丸スキー場が整備されています。ソフト面においては、NPO 法人浅間山麓国際自然学校や鹿沢インフォメーションセンター運営協議会などによる自然体験プログラムが充実しています。

また、2,000m 級の山々に車で行くことができるため、比較的容易に高山植物や自然景観を楽しむことができます。しかし、長野新幹線、上信越自動車道等の交通手段が整備されたことにより、首都圏からの日帰り利用圏内となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

当地域は江戸時代より宿場町として栄え、明治以降、軽井沢は避暑地として栄えてきました。

当地域には、浅間山麓に大規模な別荘地が立ち並ぶほか、高原を利用した高原野菜の生産及び牧畜業が行われており、嬬恋村の夏秋キャベツ生産量は日本一となっています。

第2章 管理の将来目標・行動指針

1. 将来目標・行動指針の位置づけ

国立公園の管理運営には、多様な関係者が存在し、それぞれの活動によって成り立っています。国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、多用な関係者が一体となって様々な取組を実施する必要があることから、当地域の目指すべき方向性を明確にした、国立公園の「将来目標」を定め、目標を達成するための基本方針として関係者が取り組むべき「行動指針」を設定します。「行動指針」に基づく具体的な実施事項については第3章及び第4章に記述します。

2. 将来目標·行動指針

(1) 上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)将来目標 当地域全体の将来目標については、以下のとおりとします。

上信越高原国立公園は、我が国で2番目の広さ(約19万 ha、本州最大)を有し、年間約3,000万人の利用がある。草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域は、活火山及び火山性高原で、周囲に温泉群が点在し、それらを活かした産業活動が行われており、大都市圏からのアクセスが良く、幅広い目的に利用される特色を有する。

この地域の国立公園としての適正な保護及び利用の促進を図るため、雄大な火山景観及びそこに広がる生物多様性を将来にわたり保全し、誰でも四季を通して気軽に自然を体感でき、自然環境やその利用ルールを学ぶことのできる環境づくりを目指す。

上記達成に向け、利用者及び地域の全ての主体が管理運営の担い手としての 各々の役割を認識し、互いに連携し、行動する。

(2) 各管理計画区の将来目標・行動指針

当地域全体の将来目標を受け、各管理計画区の特徴を踏まえた将来目標及びそれを達成するための行動指針については、以下のとおりとします。

- ① 草津·万座·野反·四万管理計画区
- 将来目標1

「雄大な山々や湖沼、河川の景観、ここに生息・生育する野生生物を適正に保全 し、人間と自然の共存できる環境を目指す」

当地域は群馬・長野県境に雄大な山々が連なり、多くの湖や池・河川が存在する場所です。また高山植物をはじめとする野生生物も豊かであることから、それらを適正に保全するとともに、人間と野生生物が、共存できる環境をつくること

を目指します。

● 行動指針

- ・ 2000m級の山々の連なりや美しい湖沼・河川の景観の素晴らしさを認識し、これらを、適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因(植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等)の 把握に努め、課題を関係者で共有し、改善のための対策を検討し実行します。

● 将来目標 2

「公園利用施設と自然景観の調和した景観を目指す」

当地域は万座温泉、草津温泉、四万温泉等の温泉・宿舎施設や白根山の休憩施設等、自然景観の中に多くの利用施設があることから、それらを調和させた景観をつくることを目指します。

● 行動指針

- ・ 当地域の「目指す景観」について、関係者で共有します。
- ・ 施設の新築などの際には、「目指す景観」に沿うよう、自然景観や既存施設との 調和を図ります。

● 将来目標3

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報をはじめ、当地域特有の野生生物、地形等の情報を積極的 に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

● 行動指針

- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を、 関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境情報並びに利用状況、公園利用者からの感想等の国立公園に 関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスの 提供を行います。

● 将来目標 4

「公園管理関係者と利用者との間で利用ルールを共有し、公園利用マナーの模範的な地域となる」

当地域は交通の便がよく、比較的容易に高山植物や野生動物を楽しめることから、違法な採取・捕獲や踏み荒らしが見られます。また白根山は活火山であり、立ち入り規制がされています。このため、自然の利用ルールについて関係者全員で共通認識を持つとともに、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図り、

あわせて他の地域の模範となることを目指します。

● 行動指針

- ・ 利用ルールについて関係者で共通認識を持ち、それを利用者へ伝えることにより、利用者のマナー意識の向上を図ります。
- ・ 入山規制や火山情報などは、防災機関と連携し、利用者への周知徹底を図り、 火山との共存を図ります。

② 菅平管理計画区

● 将来目標1

「雄大な四阿山・根子岳の景観と多様な植物などを次世代(将来)へ引き継ぐ」

菅平高原や群馬県側からの360度のパノラマは菅平地域の代表的な景観であり、四阿山・根子岳の多様な高山植物は、見る人を楽しませるものであるため、これらの景観を将来にわたって引き継ぐことを目指します。また、菅平高原の中心部にある菅平湿原の環境保全に努めるとともに、湿原周辺の景観も保全します。

● 行動指針

- ・ 四阿山・根子岳の景観や自然環境を適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因(植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等)の 把握に努め、課題を関係者で共有し、改善するための対策を検討し実行します。
- ・ 菅平湿原の湿原環境へ配慮した適正な保全や乾燥化防止策について検討し実行 します。

● 将来目標 2

「人間活動と自然が作り出してきた高原景観を守る」

四阿山・根子岳中腹は、放牧と自然が作り出した広い高原地帯の景観が残るエリアである一方、近年は遷移により回復してきた樹木の侵入による自然環境の変化が見られることから、自然景観の再生を目指します。

● 行動指針

・ 放牧地に侵入する樹木を伐採するなど、失われた景観を再生します。

● 将来目標3

「宿泊施設やスポーツ施設の整備において、調和のとれた一体感のある街づくりを行う」

菅平地域の中心地には多くの宿泊施設が集中し、また夏のスポーツ合宿施設やスキー場が整備され、菅平の街並みを形成しています。これらの施設について、標識、建築物等の景観の調和を図り、一体感のある街づくりを行います。

● 行動指針

- ・ 当地域の「目指す街並み景観」について関係者で共有します。
- ・ 施設の整備などの際には、「目指す街並み景観」に沿うよう、自然景観や既存施 設との調和を図ります。

● 将来目標 4

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識 できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報をはじめ、当地域特有の野生生物や地形等の情報を積極的 に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

● 行動指針

- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を 関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境並びに利用状況、利用者からの感想等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスを提供します。

③ 浅間管理計画区

● 将来目標 1

「浅間山を中心とする火山群の景観を次世代(将来)へ引き継ぐ」

浅間山を中心とする火山群の景観は、見る場所・シーズンを問わず素晴らしく、特に噴煙をあげた荒々しい山容の浅間山は、当国立公園の象徴的な景観の一つであることから、それを保全し将来にわたり引き継ぎます。

● 行動指針

・ 浅間山を中心とする火山群の景観を適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。

● 将来目標 2

「利用者が自然を学び、野生生物と共存できる環境づくりを行う」

当地域には、多様な高山植物が咲き乱れ、希少な動物も生息することから、それらを適正に保全するとともに、自然について学び、理解を深め、人間と野生生物が共存できる環境をつくります。

● 行動指針

- ・ 自然環境に影響を与える要因(植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等)の 把握に努め、課題を関係者で共有し、改善するための対策を検討し実行します。
- ・ 火山や信仰の歴史、人間活動によって形成された二次的自然、湿原の高山植物、

水辺の生物等の多様な自然環境を学びます。

● 将来目標3

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識 できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報をはじめ、当地域特有の野生生物や地形等の情報を積極的 に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

● 行動指針

- ・ 施設の整備などの際には、自然景観や既存施設との調和を図り、一体感のある 整備を図ります。
- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を、 関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境並びに利用状況、利用者からの感想等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスを提供します。

● 将来目標 4

「国立公園管理関係者と利用者との間でルールを共有し、公園利用マナーの模範 的な地域となる」

浅間地域へは交通の便がよく、比較的容易に高山植物、野生動物等を楽しめることから、違法な採取・捕獲や踏み荒らしが見られます。また浅間山は活火山であるため、活動状況によって入山規制が設定されています。そのため、利用ルールについて関係者間で共通認識を持ち、それを利用者に理解を求め、利用マナーの向上を図り、他の地域の模範となることを目指します。

● 行動指針

- ・ 利用ルールについて関係者間で共通認識を持ち、それを利用者へ伝えることにより、利用者のマナー意識の向上を図ります。
- ・ 入山規制や火山情報などは、防災機関と連携し、利用者への周知徹底を図り、 火山との共存を図ります。

3. 将来目標達成のための仕組み

(1) 公園管理の意見交換の場の設置

地域性自然公園制度をとる我が国の国立公園の管理については、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO 法人等の多様な関係者の参加・協働が欠かせないことから、公園管理の課題や手法について定期的に検討する話し合いの場を設けます。

① 連絡会議の設置

上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)連絡会議を ①草津・万座・野反・四万管理計画区、②菅平管理計画区、③浅間管理計画区の 各計画区に設置します。

② 検討内容

- 将来目標及び行動指針の達成状況・進捗状況の点検
- 当地域の魅力と課題の検討
- 公園管理及び野生生物の保護管理に必要な調査の検討
- その他公園管理及び適正な国立公園利用の推進に必要な事項

③ 地域会議との連携

当地域には既に公園管理に係る合意形成の場として機能している協議会、連絡会議等があることから、現場の公園管理の情報や必要な行動について、これらと密に連携します。各地区の代表的な協議会、連絡会議等は下記のとおりです。

管理計画区	会議名	事務局
草津・万座・野反・	草津・万座・野反・四万地区連絡	長野自然環境事務所
四万	会議	
菅平	根子岳・四阿山保全協議会	上田市
浅間	浅間山麓における民間活動支援	NPO 法人浅間山麓国際自
	方策検討委員会	然学校

(※) 当地域管理検討体制

上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)連絡会議事務局:長野自然環境事務所

- 草津・万座・野反・四万地区連絡会議 根子岳・四阿山保全協議会 (長野自然環境事務所) 根子岳・四阿山保全協議会 (上田市) 次 (NPO 法人浅間山麓国際自然学校)

第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 特に保全すべき自然景観と主要展望地点

各管理計画区において、具体的な保全すべき景観とその主要な展望地点は、下記のと おりとします。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全を図ります。

- (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区
 - ① 草津白根山·本白根山
 - ●保全すべき景観草津白根山・本白根山の景観
 - 主要展望地点

草津白根山探勝歩道沿線、弓池周辺、逢ノ峰山頂、本白根山探勝歩道沿線、志賀草津高原ルート沿線

- ② 野反湖及び周辺の山々
 - 保全すべき景観

野反湖の景観、野反湖外輪山(八間山、高沢山、エビ山及び弁天山)の景観

● 主要展望地点

富士見峠休憩所、野反湖野営場、野反湖畔、野反湖外輪山

- ③ 四万温泉中心部を流れる四万川
 - 保全すべき景観

四万川及び四万川に流れ込む滝の景観、四万川沿いの新緑・紅葉景観

● 主要展望地点

四万温泉、国道 353 号沿線

- (2) 菅平管理計画区
 - ① 四阿山・根子岳及びその山麓部
 - 保全すべき景観

四阿山・根子岳の景観、山麓部に広がる牧場景観

● 主要展望地点

四阿山・根子岳登山道及び山頂、菅平高原

- (3) 浅間管理計画区
 - ① 浅間山火山群
 - 保全すべき景観

浅間山火山群(烏帽子岳・湯ノ丸山・西篭ノ登山・東篭ノ登山・水ノ塔山・高峰山・黒斑山・前掛山・釜山の一連の火山群)の景観、山麓部の森林景観、鬼押出しの奇岩地形

● 主要展望地点

浅間山火山群登山道及び山頂、鬼押ハイウェー、鬼押出し、浅間牧場、離山

② 軽井沢から安中への山麓部

● 保全すべき景観

離山山麓に広がる旧軽井沢一帯の森林帯、確氷峠から旧中山道及び旧国道 18 号 沿線の森林帯

● 主要展望地

霧積温泉、アプト式鉄道沿線、旧碓氷峠、中部北陸自然歩道(旧中山道)沿線

2. 特に保全すべき自然環境

当地域の保全すべき自然環境及びその課題は下記のとおりです。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全するとともに、課題については、必要な調査等を行うことにより、解決手法を検討します。

(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区

- ① 本白根山系の高山植物群落
 - 保全対象

本自根山遊歩道周辺には、多くの高山植物が生育し、特に空釜にはコマクサ、 ハクサンオミナエシ、ヒメシャジン等に代表される色鮮やかな高山植物が豊かで す。

● 課題

盗掘や写真撮影のための保護ロープ内への踏み込みが見られます。

- (2) 菅平管理計画区
 - ① 菅平湿原
 - 保全対象

菅平高原の中心部にある菅平湿原には、ヨシ群落が見られるほか、多くの野鳥も 生息しています。

● 課題

菅平湿原の乾燥化に伴う湿地面積の減少により、湿原植物の減少等の生態系への 影響が懸念されます。

- ② 菅平牧場
 - 保全対象

菅平牧場には放牧によって形成された草原生態系が見られます。

● 課題

牧畜の衰退とともに樹木の生育が進み、これまで放牧によって形成されてきた生

態系への影響が懸念されます。

(3) 浅間管理計画区

- ① 浅間山麓の高山植物群落
 - 保全対象

浅間山麓はアサマフウロ、ハクサンイチゲ等の多くの高山植物に加え、広大なカラマツの天然林が残存する、豊かな自然環境を有しています。

● 課題

盗掘や写真撮影のための保護ロープ内への踏み込み、木道からの踏み込みが見られます。

- ② 湯の丸レンゲツツジ群落(国指定天然記念物)
 - 保全対象

明治37年から行われている湯の丸牧場の放牧によって形成されたレンゲツツジ 群落は60万株とも言われ、6月中旬から下旬にかけて一斉に咲きます。

● 課題

放牧する家畜頭数の減少により、カラマツやズミが繁茂し、レンゲツツジが減少・衰退しています。

- ③ 池の平湿原
 - 保全対象

池の平湿原は、高山植物の種数の多さでは当地域指折りの地域であり、ニッコウキスゲ、ノハナショウブ、マツムシソウ等の植物群落が見られます。

● 課題

湿原の乾燥化によるササの侵入や盗掘などにより、高山植物の生育環境への影響が懸念されます。

- ④ 高山域に生息するチョウ及びその繁殖地
 - 保全対象

当地域には、群馬県及び長野県の天然記念物であるミヤマモンキチョウ及びミヤマシロチョウが生息し、その食樹であるクロマメノキ、ヒロハヘビノボラズ及びメギが生育します。

● 課題

ミヤマモンキチョウ及びミヤマシロチョウの国内では数少ない生息地であり、密 猟のほか、クロマメノキの実の採取、ササの侵入等による食樹の減少等の影響が 懸念されます。

- 3. その他の保全対象
- (1) 菅平管理計画区
 - 四阿山の的岩(国指定天然記念物)

四阿山の南側中腹に露出している複輝石安山岩の一大岩脈で、岩脈の側面には方 状節理が発達しています。

(2) 浅間管理計画区

● 浅間山麓に広がる熔岩樹型(国指定特別天然記念物) 浅間山の北麓の集塊溶岩中に発見されたもので、溶岩流出時に、山麓に繁茂していた樹木の樹形が溶岩中に残ったものです。

4. 野生生物の保護管理

当地域は 2,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生生物が多く生息・生育しています。これらを「(1) 保護管理が必要な野生動物」、「(2) 保護が必要な希少野生生物」、「(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物」に分類し、それぞれの対応方法について下記のとおり整理します。

(1) 保護管理が必要な野生動物への対応

対象種

- ツキノワグマ
- イノシシ
- ニホンザル
- ニホンカモシカ
- ニホンジカ

②方法

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の特定鳥獣保護管理計画をもとに 適正に管理を行います。
- 当地域は首都圏からの国立公園利用者が多く、野生動物との接触の経験が少ない 人が、接し方を誤り負傷するケースがあります。そのため「野生動物との接し方 (ルール)」を検討、作成し、広く周知を図ります。
- (2) 保護が必要な希少野生生物への対応

対象種

- 環境省レッドリスト掲載種
- 群馬県及び長野県レッドデータブック掲載種
- 天然記念物種(国指定、県指定)(資料編 p.25)
- 上信越高原国立公園指定植物(資料編 p. 3 ~ 7)

②方法

- 科学的な調査に基づき、保護の緊急性の高い種を選定し、保全対策を検討します。
- 密猟・盗掘対策として、効果的な巡視の時期や方法について、関係者で話し合い、 連携して巡視を行います。

- 希少野生生物に係る保護規制や国立公園内の利用マナーの周知を行います。
- (3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物への対応
 - ①対象外来生物
 - アライグマ (特定外来生物)
 - オオハンゴンソウ (特定外来生物)
 - オオキンケイギク (特定外来生物)
 - ハルザキヤマガラシ
 - フランスギク
 - その他緊急的に対処が必要な外来生物

②方法

● 外来生物研修会等による知識の向上

国立公園内に侵入する外来生物について関係者向けの研修会を開催し、個々の生物の特徴や繁殖状況、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の取扱いについてなど、知識の向上を図ります。

- 効果的な駆除を行うための科学的調査及び情報収集 効率的に駆除活動を行うため、科学的な調査を行うとともに、外来生物の侵入・ 分布の情報収集を行い、関係者で共有します。
- 駆除活動の実施

関係者が一体となり、地元住民ボランティアを募るなど、外来生物の駆除活動を 実施します。ただし、特定外来生物の取扱いについては、その処理等に十分注意 します。

● その他対処方法の検討上記以外の対応方法について、関係者間で継続的に検討します。

5. 不法投棄

(1) 現状

国立公園内の不法投棄が、菅平高原へ至る国道 406 号沿い、鳥居峠へ至る国道 144 号沿い及び碓氷峠へ至る旧国道 18 号沿いで見られます。

(2) 対策

- 関係者で情報を共有し、共同巡視を行うなどの対策を検討します。
- 現状で把握されている以外の箇所についても情報収集を行います。
- 根本的な解決のため、警察及び行政の廃棄物処理担当者への情報提供等の協力を 行います。
- 国立公園の持つ自然のすばらしさや貴重な野生生物の生息生育環境であること を普及啓発し、国立公園内で不法投棄が行われない環境づくりを行います。

6. 関連施策との連携

当地域の風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連施策によって行われていることから、それらと密接な連携を図り、保全に努めることとします。主な関連施策は以下のとおりです。

(1) 法令に基づくもの

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)に基づく鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づき、「国指定浅間鳥獣保護区」が指定されており、イヌワシ等の 猛禽類、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類等の野生動物にとって良好な生息地となって います。また、県指定鳥獣保護区として、「草津鳥獣保護区(群馬県指定)」、「野反鳥 獣保護区(群馬県指定)」、「碓氷湖鳥獣保護区(群馬県指定)」及び「十ノ原鳥獣保護 区(長野県指定)」が指定されており、その大部分は国立公園区域と重複しています。

また、国指定浅間鳥獣保護区では、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ等による人身被害や農業被害が顕著化しており、有害鳥獣捕獲や個体数調整が行われています。

②国有林野施策

当地域の約7割が国有地であり、その大部分は国有林です。国有林野施業実施計画では、森林施業、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林、レクリエーションの森及び緑の回廊が設定されており、それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用が図られています。

③天然記念物(国指定)

文化財保護法に基づく天然記念物については「イヌワシ」、「カモシカ」、「ヤマネ」「草津白根のアズマシャクナゲおよびハクサンシャクナゲ群落」、「四阿山の的岩」、「浅間山熔岩樹型」、「湯の丸レンゲツツジ群落」があります。

4)条例

● 長野県自然環境保全条例(長野県)

自然環境の保全に関し、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために 必要な事項を定めたものです。

● 長野県希少野生動植物保護条例(長野県)

希少野生動植物の捕獲・採取、生息地等の保護に関する規制や保護回復事業に関する事項を定めたものです。

● 自然保護対策要綱(軽井沢町)(資料編 p.26~27) 軽井沢町内における開発行為において、自然環境保全のための行政指導の基準を 定めたものです。

(2) その他

①日本風景街道 (浅間・白根・志賀さわやか街道、浅間ロングトレイル)

国土交通省の呼びかけにより始まった取組で、地域の再生及び美しい街道空間の 形成を図ることを目的としています。そのルートとして軽井沢町から嬬恋村、長野 原町、中之条町、草津町を経て志賀高原へ至る「浅間・白根・志賀さわやか街道」、 嬬恋村、東御市、小諸市、御代田町、軽井沢町を周回する「浅間ロングトレイル」 が登録されており、上信越高原国立公園と重複部分も多くあります。

「浅間・白根・志賀さわやか街道協議会」及び「浅間ロングトレイル制作委員会」 の活動の一つである景観改善活動は、国立公園の管理においても重要であり、両組織 との連携を図るものとします。

第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項

1. 上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の利用について 当地域は、大都市圏からのアクセスが良いこと、2,000m級の山々に道路や索道が整備されていること、スキー場、温泉施設、スポーツ施設等の利用施設が整備されていることなどから、老若男女が四季を通じて楽しむことができるという特徴を持っています。このことから、普段は都会に住むなど自然との関わりが少ない人たちが、気軽に国立公園の自然を体験し、自然情報や利用ルールを学習できる利用環境をつくることを目指します。

2. 利用マナー

当地域は首都圏からの交通の便が良く、高山地帯を通る道路も整備されているため、 比較的容易に高山植物や野生動物を楽しめる一方で、違法な採取・捕獲や踏み荒らし等 が見られます。これらの行為を防ぐためにも、国立公園利用のルールについて、管理関 係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る必要があり ます。利用マナーの向上のための方法及びルール作りに当たっての主な検討項目につい て、以下に記述します。

- (1) 利用マナー向上のための方法
 - ① 管理関係者間で具体的なルール作りを行い、それを共有します。
 - ② 国立公園利用者がルールを知る機会を得るよう、関係者がそれぞれのできる方法で情報発信します。考えられる方法として以下に記載します。
 - ホームページに掲載(行政・観光協会等)
 - 広報等への記載
 - 繁忙期におけるキャンペーンの実施
 - 入口標識によるルールの告知
 - 指導員によるパトロール
 - 宿泊施設への周知協力の依頼
 - ③ 指導にあたっては、行為の善し悪しを伝えるのではなく、その理由を伝えることにより、利用者の意識の向上を図ります。

(2) 検討項目

- ① ゴミ持ち帰り
- ② 登山道(歩道)や植生保護ロープからの踏み外し
- ③ 高山植物や野生動物の採取・捕獲
- ④ ペットの連れ込み
- ⑤ タバコ(歩きタバコ、ポイ捨てなど)

3. 国立公園情報の発信

当地域においては、国立公園であることの周知不足から、一般利用者はもとより、国立公園管理関係者においても国立公園に関する理解不足や知識不足が課題となっているため、以下により、国立公園に対する知識の底上げを図るほか、国立公園利用者への周知を行います。

- (1) 利用者への周知に関する事項
 - ①ソフト面による発信
 - (ア) 国立公園基礎情報の発信
 - 環境省上信越高原国立公園ホームページの充実 (http://www.env.go.jp/park/joshinetsu/index.html)
 - インタープリターによる利用者への周知
 - 地方公共団体の広報やホームページによる発信
 - (イ)情報源情報の発信

公園利用者がどこに行けば公園情報(火山、開花状況、登山規制など)を入 手できるのか、情報源を整理し、①の情報と併せて発信します。

- ②ハード面による発信
 - (ア) 国立公園入口標識の整備

当地域は現場における公園境界が分かりにくいことから、必要に応じて、入口標識を設置します。

(イ) 自然解説標識等への「国立公園」の明記

自然解説標識等の既存の標識や新たに設置する標識等に、上信越高原国立公園内であることを明記し、公園利用者に国立公園内であることを意識させます。

(ウ) 外国語の併記

近年、外国人の利用者数が増加してきていることから、出身国や利用者数等を調査し、必要な外国語を併記することにより、外国人への情報発信を図ります。

- (2) 国立公園関係者の意識の向上に関する事項
 - ○自然公園法研修会の開催

国立公園関係者向けに自然保護官による研修会を実施し、知識の底上げを 図ります。

4. 防災対策

当地域には「浅間山」、「草津白根山」の2つの活火山を抱えており、国立公園の利用の推進と防災対策を一体的に行う必要があることから、以下による方法で連携を図ります。

(1) 噴火警戒レベルによる立入規制

気象庁は平成19年12月1日より、国内の防災対策を必要とする、地元との調整等の所要の準備が整った火山について、噴火警戒レベルを導入しました。噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したものです。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけています。

「浅間山」、「草津白根山」 それぞれのレベルや登山規制については以下のとおりとなっています。 具体的なレベル分けについては資料編 (p.21) を参照してください。

● 浅間山

平成21年1月現在「レベル2 (火口周辺規制)」で、小諸市側を登山口とする下記2コースに限り、登山者の自己責任で登山ができる。

A: 黒斑コース

B:火山館コース

浅間山荘登山口 → 一の鳥居 → 二の鳥居 → 火山館 → 湯の平口 → 賽の河原へ至る登山道及び草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道

【参考】「レベル1 (平常)」の場合

A: 黒斑コース

高峰高原・車坂峠 \rightarrow 槍ヶ鞘 \rightarrow トーミの頭 \rightarrow 黒斑山 \rightarrow 蛇骨 岳 \rightarrow 仙人岳 \rightarrow J バンド \rightarrow 賽の河原分岐点 \rightarrow 前掛山までの登山道

B:火山館コース

浅間山荘登山口 → 一の鳥居 → 二の鳥居 → 火山館 → 湯の平 口 → 賽の河原分岐点 → 前掛山までの登山道

● 草津白根山

平成 21 年 1 月現在「レベル 1 (平常)」で、湯釜から半径 500m 以内は立ち入り禁止であるが、一部歩道については利用できるよう規制緩和を行っている。

(2) 防災情報の発信

① 環境省上信越高原国立公園ホームページへの掲載

(http://www.env.go.jp/park/joshinetsu/index.html)

② 火山情報を集約したマニュアルの作成

インタープリターや関係者の防災意識や火山に関する知識の向上のために、 関係者で共有するマニュアルを作成します。

5. エコツーリズムの推進

(1) エコツアーの対象地域

当地域は火山、湿原、水辺等の多様な自然環境を有する一方、首都圏からのアクセスも良く、利用者も比較的多いことから、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムを推進していくことが望まれます。当地域のエコツアーのフィールドとして期待される主な地域は下記のとおりです。

- ① 火山 (浅間山、草津白根山)
- ② 湿原 (芳ヶ平湿原、池の平湿原、菅平湿原)
- ③ 野鳥(鹿沢園地、国設軽井沢野鳥の森)
- ④ 水辺(嬬恋村石樋、鹿沢園地内湯尻川、野反湖、四万温泉)
- ⑤ 高原(湯の丸、浅間、高峰)
- (2) ソフト面による推進
 - ① エコツアーの提供

これまでにも、主に下記団体において自然解説活動、環境教育プログラム等のエコツアーが行われていることから、これらを継続していくとともに、国立公園のフィールドを生かし、より一層、自然を学び体験できるプログラムを提供します。

(ア) 草津・万座・野反・四万管理計画区

- (財) 自然公園財団 白根山周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供しています。
- 嬬恋村インタープリター会 嬬恋村周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供しています。
- (イ) 菅平管理計画区
 - NPO 法人やまぼうし自然学校 菅平周辺をフィールドとし、体験学習や指導者育成講座等のプログラムを 提供しています。
- (ウ) 浅間管理計画区
 - NPO 法人浅間山麓国際自然学校 浅間山麓周辺をフィールドとして、自然解説・レンゲツツジ保全活動等 のプログラムを提供しています。
 - 鹿沢インフォメーションセンター運営協議会鹿沢周辺をフィールドとし、自然解説プログラムを提供しています。
 - ◆ 株式会社ピッキオ国設軽井沢野鳥の森周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供

しています。

② 推進手法の検討

利用者のニーズとともに、自然を保全しつつ持続的に活用する質の高いエコツアー提供のための手法や仕組みについての検討を図ります。

- (3) ハード面による推進
 - ① 解説標識の設置

特徴的な自然環境等について解説した標識の整備・維持管理を行い、利用者へ情報を提供します。

② 新たな発信方法の検討

QR コードを読み取ることによりコンテンツを携帯電話に映し出すなど、新たな自然解説情報の発信方法を検討します。

6. 自然情報発信施設との連携

当地域には環境教育に資する情報施設があることから、それらを通して自然環境情報提供を推進します。また施設の利用状況(利用人数)の把握に努めます。

- (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区
 - 草津ビジターセンター (群馬県・草津町)

草津温泉街に程近い西の河原園地内にある施設で、主に白根山周辺の植物や火山について解説しています。温泉利用者への情報提供施設としての役割を担っています。

● 白根パークサービスセンター(自然公園財団) 草津白根山湯釜の麓にある施設で、草津白根山・本白根山の自然情報をリアル タイムで発信しています。(http://www.bes.or.jp/park/kusatu/now/index.htm)

- (2) 菅平管理計画区
 - 菅平高原自然館(上田市)

菅平高原の中心部にある施設で、菅平高原の自然情報だけでなく、遺跡等の歴史情報も発信しています。スポーツ利用で菅平高原に訪れる利用者への情報提供施設としての役割を担っています。

(http://www.sugadaira.org/suga_kan/sizenkan/sizen_k.html)

- (3) 浅間管理計画区
 - 浅間火山博物館(長野原町)

浅間山の北麓にある鬼押出し浅間園内の施設で、浅間山の火山の仕組みから自然まで幅広く解説しています。(http://www.asamaen.tsumagoi.gunma.jp/)

- 鹿沢インフォメーションセンター (環境省) 鹿沢園地周辺の植物や動物の情報を発信しています。(http://www.kazawa.jp/)
- 高峰高原ビジターセンター (NPO 法人浅間山麓国際自然学校) 浅間山麓西側登山口にあたる高峰高原にある施設で、登山者への登山道情報の

発信や利用指導を行っています。(http://npo-asama.jp/top.html)

- 湯の丸自然学習センター(東御市) 湯の丸高原地蔵峠にある施設で、池の平湿原や湯の丸高原の自然情報を発信しています。
- ピッキオビジターセンター(株式会社ピッキオ)

軽井沢町星野温泉にある施設で、主に野鳥の森に生息する野生動物の情報を発信しています。別荘滞在者や軽井沢に訪れる観光者への情報発信施設としての役割を担っています。(http://picchio.co.jp/sp/)

7. トレイルランレース

近年、全国的なブームとなっているトレイルランレースについて考えられる問題点を 整理し、今後の取扱いの基本方針を以下のとおりとします。

- (1) トレイルランレースの定義 参加者が数百人を超える規模で開催される、登山道を走行する競技とします。
- (2) 考えられる問題点
 - ①保護上の問題点
 - 登山道の荒廃
 - 一度に大人数が走行することにより、登山道が荒廃するおそれがあります。
 - 植生・地形等の損傷

選手同士や一般登山者の追い越し、コースのショートカット等による登山道外 への踏み込みにより、登山道周辺の植生や地形等が損傷するおそれがあります。

● 樹木の根の損傷

ストックを使用することにより樹木の根を損傷するおそれがあります。

● 野生生物の生息、生育環境への影響 一度に大人数が走行することにより、野生生物の生息、生育環境に影響を与える おそれがあります。

②利用上の問題点

● 安全上の問題

一般登山者との接触や転落、転倒による事故、誘発した落石による事故のおそれがあります。

● 歩行者の認識

国立公園利用者の中でも、特に自然とのふれあい、自然の中での安らぎ、自然に 囲まれた静寂などを求める傾向の強い登山者が、不快感や恐怖を抱くおそれがあ ります。

● 大人数走行による混雑感

一度に大人数が走行することによる登山道の飽和により、一般利用者が混雑感を 抱くおそれがあります。

(3)基本方針

①禁止区域

以下の区域については、コースに含めないよう指導する。

特別保護地区、第1種特別地域及びこれに準ずる地域(希少種生息、生育地等)

- ②①以外の地域であっても、「保護及び利用上の問題点」の観点から支障のある地域については個別に検討する。
- ③①、②以外の地域については、以下の点への留意を前提とする。

(ア)大会運営者が留意する事項

- 自然保護に関する事項
 - ・適切なコースの選択
 - ・周囲の植生・野生動物に配慮した大会運営(植生への踏み込み、スピーカー等の音量等)
 - ・大会当日の適切な人員配置(参加者が集中する箇所や脆弱な自然植生を有する箇所 など)
 - ・参加者へのマナーの周知徹底(コース外の走行禁止、植生への踏み込み禁止、ゴミ の持ち帰りなど)
 - ・大会終了後のコースの補修やゴミ拾い
- 一般利用者 (レース参加者以外) への配慮に関する事項
 - ・適切なコースの選択
 - 大会開催の周知徹底
 - 一般利用者に配慮した大会運営
 - 大会当日の適切な人員配置
 - ・参加者へのマナーの周知徹底
- その他の留意事項
 - ・土地所有者及び歩道管理者の了解を得ること
 - ・安全に配慮した大会運営
 - ・大会前に長野自然環境事務所に対して、上記内容、荒天時の対応その他対策をまと めた企画書の提出と説明を行い、大会終了後に報告書の提出と概要報告を行うこと。

(イ)参加者が留意する事項

- 自然保護に関する事項
 - ・周囲の植生に配慮した走行(ルート外の走行の禁止、植生への踏み込み禁止)
 - ・飲食後のゴミの投げ捨て等の禁止
- 一般利用者に関する事項
 - ・一般利用者に配慮した走行 (無理な追い越しの禁止、道の譲り合い等)

8. ヘリスキー

渋峠から草津町音楽の森及び根子岳山麓において行われています。ガイドを付けるなど、ヘリスキー利用者の安全を確保することを前提とします。

9. その他国立公園利用の推進に係るもの

国立公園内にあるその他の興味対象は以下のとおりです。

(1) 菅平管理計画区

● 四阿山の的岩(国指定天然記念物)(嬬恋村) 四阿山の南側中腹に露出している複輝石安山岩の一大岩脈で、岩脈の側面には方 状節理が発達しています。

(2) 浅間管理計画区

● めがね橋(国指定重要文化財、世界文化遺産暫定一覧表)(安中市) 平成20年4月現在「富岡製糸場と絹産業遺産群」としてユネスコの世界遺産暫 定一覧表に記載されています。めがね橋上の鉄道は原料及び製品の輸送路として重 要な役割を果たしました。

● 浅間山熔岩樹型(国指定特別天然記念物)(嬬恋村) 浅間山の北麓の集塊溶岩中に発見されたもので、溶岩流出当時、山麓に繁茂していた樹木が溶岩中に樹形を残したものです。

● 百体観音石造町石(東御市)

一番観音のある東御市新張から湯の丸高原地蔵峠を越え、旧鹿沢温泉に至る山道は通称「湯の道」と呼ばれ、その道の傍らには一町(約 110m)毎に合計百体の石造観音が置かれています。これは町石(一町ごとの道程を示す道標)を兼ねており、旧鹿沢温泉へ湯治に通った往時の人たちの信仰の深さがしのばれます。

● 中央分水嶺

当地域の群馬県と長野県の境界は、太平洋側と日本海側とを分かつ日本列島の中央分水嶺(大分水界)であり、浅間地域は中央分水嶺のほぼ中心に当たります。

第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第35項の規定に基づき環境大臣が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年9月6日付け環境庁告示第61号(北浅間地区及び菅平運動場地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針による。

行為の種類	取扱方針
① 全行為共通	(ア)基本方針
	自然環境及び風致景観に与える影響が最少となるような方法
	を選択する。
	(イ)規模
	● 必要最小限とする。
	(ウ)外部意匠・色彩・材料等
	● 国立公園利用者の目にふれる部分又は目にふれる可能性の
	ある部分については、自然景観と調和するように、自然材料、
	又は自然材料に模した表面処理をしたもの、極力目立たない
	色彩のものを用いる。
	(工)残土処理方法
	● 国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷
	きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理
	できる場合、又は、自然公園法にかかる許可等を受け、他の
	行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。
	(才)修景緑化方法
	● 支障木については、可能な限り移植し、周囲の修景緑化に使
	用する。
	● 特別保護地区及び第1種特別地域においては、植生誘導工を
	施し、周辺植物の定着を促す。また、緑化に使用する植物は、
	現地産の自生種(当該地周辺地域に自生する系統も含む。)
	とする。

•	その他の地域においても、可能な限り現地産の自生種(当該
	地周辺地域に自生する系統も含む) と同種のものを用い緑化
	する。

● 地表を改変する場合は、表土を極力剥ぎ取り、修景緑化に利用する。

(カ)廃材処理方法

● 国立公園区域外に搬出する。ただし、風致景観の保護上支障 のないよう処理できる場合、又は、自然公園法の許可等を受 け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。

② 工作物の新・改・ 増築

ア 建築物

(ア)基本方針

- 周囲の自然環境及び国立公園内の建築物としてふさわしい と認められる周囲の既存建築物と調和のとれた形態とする。
- 建築物の周辺は可能な限り修景緑化を施す。

(イ)外部意匠・色彩等

- 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物 や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについては、この 限りではない。
- 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。浅間地域については暗灰色、黒色も使用できることとする。
- 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、 周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。 自然材料によるものは、素材色も可とする。
- バードストライク防止のため、壁面の広範囲を占めるガラス 面を極力設置しない。広範囲にガラス面を設置する場合に は、バードストライク防止のための適切な措置をとること。

(ウ)付帯施設

● 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、外部意匠、色彩及び材料を、主たる建築物と極力同様のものとする。

(工)法面処理

● 法面や裸地が生ずる場合は、1.(1)②イ「道路(車道)」の法 面処理に準ずる。

イ 道路(車道) (ア)基本方針 ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるな ど配慮し、自然に与える影響が最小となる工法とする。 ● 希少な野生動物の生息地域では、皿型側溝を用いるなど野生 動物の移動を妨げないよう対策を講じる。 (イ)付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等 ● 橋梁の色彩は焦げ茶色とする。ただし、コンクリート橋(極 カコンクリートの明度を落とす。) 及び園地、展望台、公園 事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所において はこの限りではない。 ● 防護柵は、原則として支柱を焦げ茶色としたガードケーブル とし、やむを得ずガードレールを用いる場合は、焦げ茶色に 塗装する。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な 展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 擁壁及びトンネル坑口は、自然材料を用いるか、石張り又は 自然石に模した表面仕上げとする。ただし、園地、展望台、 公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所にお いてはこの限りではない。 ● ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は、焦 げ茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主 要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りでは ない。 ● 照明及び標識の色彩は、原則として焦げ茶色とする。 (ウ)法面処理 ● 法面は緑化し、その緑化方法は 1.(1)①(オ)「修景緑化方法」 による。ただし、安全確保上、やむを得ない場合はモルタル 又はコンクリート吹付工も可とする。 (エ)その他 ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化する。ただし、取り 壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等 についてはこの限りではない。 ウ電柱 (ア)基本方針 ● 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。 (イ)色彩 ● 電柱の色彩は原則として焦げ茶色とする。

	工 風力発電	(ア)基本方針
		● 第3章 1.(1)から(3)に定める保全すべき景観に支障を与える
		おそれのあるものは認めない。
		(イ)色彩
		● 原則として焦げ茶色とする。
	オ 鉄塔・アンテ	(ア)基本方針
	ナ	● 第3章 1.(1)から(3)に定める保全すべき景観に支障のおそれ
		のあるものは認めない。
		(イ)色彩
		● 原則として焦げ茶色とする。ただし、スカイライン上など背
		景がない場合、焦げ茶以外の色彩を利用する方が風致景観上
		の支障が少ないと認められる場合や、他法令の規定による場
		合についてはこの限りではない。
	カ 自動販売機	(ア)基本方針
		● 屋外に設置する場合は、軒下に配置する、建物に接して設置
		するなど、目立たないよう配慮すること。
		(イ)色彩等
		● 設置の際には、原則として焦げ茶色とするか、本体を自然材
		料で覆う。
3	木竹の伐採	〇 基本方針
		● 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内にお
		ける森林の施業について(昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643
		号 国立公園部長通知)」及び「同(国有林の取扱い)(昭和
		48年8月15日環自企第516号 自然保護局長通知)」を基
		本とし、地域の風致に配慮した施業とする。
		● 貴重な植物群落の維持、眺望の確保及び景観維持のための伐
		採は、この限りではない。
4	土石の採取	
	ア ボーリング	○ 基本方針
		● 湿原、温泉、湧水等、水文環境への影響を十分考慮する。

	イ 採石業等	 ○ 基本方針 ● 河川砂利採取は、主要展望地、公園利用拠点等から望見される場所を避ける。また、河川の水量等を変化させる工法を避ける。
5	広告物等の掲出 等	
	ア 遊歩道・登山 道等の標識 類	 (ア)基本方針 ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 公園事業の道路(歩道)に係る標識類は、公園事業の付帯施設として把握する。 ● 標識デザイン(案)での統一を図る。(資料編 p.20) ● 必要に応じて、外国語を併記する。
	イ その他広告物	 (ア)基本方針 ● 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ● 必要に応じて、外国語を併記する。 (イ)色彩・材料等 ● 本体に使用する材料は、原則として自然材料(木材、石材等)とすること。状況に応じてその他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ● 表示面に使用する色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 表示板に記載する文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 販明を用いる場合は、必要最小限とする。

値物の採取または損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲または殺傷及び動物の卵の採取または損傷

〇 基本方針

● 採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、必要最小限 とし、可能な限り、採取等を行う地域を分散させる。

(2) 普通地域

普通地域内における行為については、1.(1)の特別地域及び特別保護地区内の取扱方針(規模に関する事項を除く)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日付け環自保第343号自然保護局長通知)による。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 22 年4月1日付け環自国発第 100401003 号)の規定によるほか下記の取扱方針による。

(1) 各管理計画区共通事項

別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めによることとし、それ以外については、下記取扱方針による。

行為の種類	取扱方針
 全事業 	(ア)規模
	● 事業の目的及び機能を達成する範囲で、必要最小限の規模と
	する。
	(イ)外部意匠・色彩・材料・構造等
	● 国立公園利用者の目に触れる部分または目に触れる可能性の
	ある部分については、自然景観と調和するように、自然材料、
	又は、自然材料に模した表面処理をしたもの、極力目立たな
	い色彩のものを用いる。
	● バードストライク防止のため、壁面の広範囲を占めるガラス
	面を極力設置しない。広範囲にガラス面を設置する場合には、
	バードストライク防止のための適切な措置をとること。
	● 希少な野生動物の生息地域では、皿型側溝を用いるなど野生
	動物の移動を妨げないよう対策を講じる。
	(ウ)残土処理方法
	● 国立公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷
	きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理で
	きる場合、又は、自然公園法にかかる許可等を受け他の行為
	に適切に流用できる場合はこの限りではない。
	(工)修景緑化方法
	● 支障木については、可能な限り行為地周辺に移植し修景緑化
	に使用する。
	● 特別保護地区及び第1種特別地域においては、植生誘導工を
	施し、周辺植物の定着を促す。また、緑化に使用する植物は、
	現地産の自生種(当該地周辺に自生する系統も含む。)とする。
	● その他の地域においても、可能な限り現地産の自生種(当該
	地周辺に自生する系統も含む) と同種のものを用い緑化する。
	● 地表を改変する場合は、表土を極力剥ぎ取り、修景緑化に利
	用する。
	(才)廃材処理方法
	● 国立公園区域外に搬出する。ただし、自然公園法にかかる許

可を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。

(カ)管理方針

◆ 快適かつ安全な利用を確保するために、事業地内及び利用施設の日常的な美化、修景、補修に努める。

(キ)標識類

a 適用範囲

● 道路(歩道)事業以外は次の取扱方針による。

b 基本方針

- 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目 的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。
- 必要に応じて、外国語を併記する。

c 色彩・材料等

- 本体に使用する材料は、原則として自然材料(木材、石材等) とすること。状況に応じてその他の材料を使用する場合には、 色彩を焦げ茶色とする。
- 表示面に使用する色彩は原則として自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とする。ただし、安全確保上必要なもの等の公共性の高いものについてはこの限りではない。
- 主要な文字は白色及び黒色を基本とする。ただし、安全確保 上必要なもの等の公共性の高いものについては、この限りで はない。
- 照明を用いる場合は、目的を達成する範囲で必要最小限とする。

② 道路 (車道)·一般 自動車道

(ア)基本方針

● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小となる工法をとる。

(イ)付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等

- 橋梁の色彩は焦げ茶色とする。ただし、コンクリート橋(極 カコンクリートの明度を落とす。)及び園地、展望台、公園事 業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこ の限りではない。
- 防護柵は、支柱を焦げ茶色としたガードケーブルを基本とし、 やむを得ずガードレールを用いる場合は、焦げ茶色に塗装す る。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地 から望見されない箇所においてはこの限りではない。

- 擁壁及びトンネル坑口は、自然材料を用いるか石張り又は自 然石に模した表面仕上げとする。
- ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は焦げ 茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要 な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。
- 照明・標識の色彩は焦げ茶色を基本とする。

(ウ)法面処理

● 法面は緑化し、その緑化方法は 2.(1)①(エ)「修景緑化方法」 による。安全確保上、やむを得ない場合はモルタル又はコン クリート吹付工も可とする。

(エ)管理方針

● 国立公園利用者の安全を確保するよう適切に管理する。

(オ)その他

● 廃道敷は、工作物を撤去の上、緑化すること。ただし、取り 壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等 についてはこの限りではない。

③ 道路(歩道)

(ア)基本方針

- 沿線の自然環境保全に留意し、整備をする。
- 傾斜地においては、路面の洗掘を効果的に防止できる工法を とる。
- 湿原、高山植物のお花畑等脆弱な自然環境を保全するため、 必要に応じて木道、立ち入り防止柵、標識等を整備する。

(イ)付帯避難小屋の取扱

- 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、暴風・積雪対策の観点から技術的に不可能な場合にあっては、この限りではない。
- 屋根の色彩は、焦げ茶色、黒色または赤錆色とし、自然材料 によるものは素材色も可とする。
- 壁面の色彩は、茶色またはベージュ色とし、自然材料による ものは素材色も可とする。
- 公衆便所のし尿等は土壌等に垂れ流さない処理方法とする。

(ウ)標識類

a 基本方針

- 乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目 的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。
- 標識デザイン (案) での統一を図る。(資料 p.20)

	● 必要に応じて、外国語を併記する。
	(エ)その他の付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等
	● 自然材料を使用しないものの色彩については、原則として焦 げ茶色とする。
④ 園地	(ア)基本方針
	● 展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図
	る。
	(イ)建築物の外部意匠・色彩等
	● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10
	以上とする。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物につい
	ては、この限りではない。
	● 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色とする。
	● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、
	周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。
	自然材料によるものは素材色も可とする。
⑤ 宿舎	(ア)基本方針
	● 国立公園の滞在拠点としての機能を十分発揮するよう整備す
	る。また、利用者が自然情報や利用施設等の国立公園に関す
	る情報を入手できる施設とする。
	(イ)規模
	● 建築物の高さは、2.(2)①「四万温泉集団施設地区」、②「万座
	集団施設地区」、⑥「宿舎」、(3)④「宿舎」、(4)①「鹿沢集団
	施設地区」、⑤「宿舎」の個別の取扱方針により定める。
	(ウ)建築物の外部意匠・色彩等
	● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10
	以上とする。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物は、こ
	の限りではない。
	● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。浅間地域につ
	いては暗灰色、黒色も可とする。
	● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、
	周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。
	自然材料によるものは素材色も可とする。
	(工)付帯施設

	● 車庫、倉庫等の小規模な付帯施設は、外部意匠、色彩及び材
	料を主たる建築物と極力同様のものとする。
	● テニスコートの取扱については、「国立公園事業に係るテニス
	コートの取扱要領について(昭和57年5月7日付け環自保第
	138 号保護管理課長通知 平成7年4月 25 日付け環自国第
	153 号改正)による。
⑥ 休憩所	(ア)基本方針
	● 国立公園の利用者が自然情報や利用施設等の国立公園に関す
	る情報を入手できるような施設とする。
	(イ)建築物の外部意匠・色彩等
	● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10
	以上とする。ただし、倉庫、車庫等の小規模な建築物や、社
	寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについては、この限り
	ではない。
	● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。
	● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、
	周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。
	自然材料によるものは素材色も可とする。
⑦ 野営場	(ア)基本方針
	● 地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、
	整備を図る。
	● 夜間照明は、防犯その他利用者の安全確保上必要最小限のも
	のとし、外部に光が拡散しない仕様とする。
	(イ)建築物の外部意匠・色彩等
	● 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10
	以上とする。
	● 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。
	● 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、
	周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。
	自然材料によるものは素材色も可とする。

⑧ 運動場

(ア)基本方針

● 地域の利用拠点として整備を図る。

(イ)建築物の外部意匠・色彩等

- 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物は、この限りではない。
- 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。
- 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、 周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。 自然材料によるものは素材色も可とする。

(ウ)付帯施設

● テニスコートの取扱については、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知 平成7年4月25日付け環自国第153号改正)による。

⑨ スキー場

(ア)基本方針

● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3 年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)による。

(イ)施設の基準

- a 滑走コース
 - 大規模な土地の造成をせず、既存の地形を最大限に活かし、 自然景観に与える影響を最小限にする。
 - 造成後に生じる裸地は緑化する。
 - 新設または増設される滑走コースの幅は 50m 以下とする。ただし、既存の滑走コースの幅が 50m を超えている場合は既存の幅を超えないものとする。
 - 希少な植物が生育している場所及び災害の発生のおそれのある場所での新たな滑走コースの造成は行わない。
- b スキーリフト等
 - リフトの支柱の色彩は焦げ茶色とする。
 - 極力樹林帯に沿って配置する。
 - 緑地内を通るリフトを撤去する際は、コースに使用する場合 を除き、跡地を植林し、一体的に保存緑地とする。

- c 建築物の外部意匠・色彩・規模等
 - 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とし、屋根勾配は 2/10 以上とする。
 - 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。
 - 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、 周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。 自然材料によるものは素材色も可とする。
 - 高さは、2.(2)⑩「スキー場」、(3)⑦「スキー場」、(4)⑦「スキー場」の個別の取扱方針による。ただし、建築物の構造上、安全確保が困難な場合は、その目的が達成される範囲で必要最小限の高さとする。

d 標識類

- 安全かつ適切な利用誘導を促進するための案内板、指導標識、 自然解説板等を整備する。
- e その他の施設(夜間照明施設、音響施設等)
 - 色彩は原則として焦げ茶色または灰色とする。

f 管理方針

● パトロール、医療救急及び緊急時連絡体制を適正に整備する。

g その他

● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため認めない。

⑩ 運輸施設(索道運送施設)

(ア)基本方針

● 展望、園地等の利用者運搬など地域の利用特性に応じた整備を図る。

(イ)色彩

● 鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。

(ウ)付帯建築物の外部意匠・色彩

- 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とする。ただし、リフト監視小屋等の小規模な建築物については、この限りではない。
- 屋根の色彩は、原則として、焦げ茶色とする。
- 壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、 周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。 自然材料によるものは素材色も可とする。

(エ)その他

● 支柱及び搬器には、広告物を設置しない。

(2) 草津・万座・野反・四万管理計画区

	事業の種類	取扱方針
1	四万温泉集団施設	■ 管理方針
	地区	(ア)四万温泉集団施設地区はモミ、スギ等の針葉樹やカエデ、ナラ
		等の広葉樹に囲まれ、中心部には四万川がせせらぎ、そこに大
		小多数の滝が流れ込む、自然美あふれる景観を有することから、
		利用者がこれらを享受できるよう整備を図る。
		(イ)四万温泉集団施設地区の「目指す景観」については関係者と合
		意形成を図る。
, [ア 四万温泉園地	四万川等の展望園地、温泉街散策の休憩所や公衆浴場が整備され
		ている。2.(1)④「園地」によるほか、今後とも四万温泉の散策の拠
		点として利用できるように整備する。
	イ 四万温泉宿舎	2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。
		(ア)既存温泉の街並みと調和するよう整備する。
		(イ)建築物の高さは、原則として 30m 以下とする。ただし既存建築
		物の高さが30mを超えている場合は既存の高さを超えないもの
		とする。
		(ウ)公園事業として執行することがふさわしいと認められる宿舎に
		ついては、公園事業の執行を促す。
	ウ 四万温泉運動	四万温泉を訪れた人が利用するテニスコートが整備されている。
	場	2.(1)⑧「運動場」によるほか、集団施設地区内の風致保全のため、
		周辺には可能な限り修景緑化を施す。
	工 四万温泉給水	四万温泉内の宿舎等への給水施設である。
	施設	(ア)付帯施設の取扱い
		建築物の外部意匠、色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準
		ずる。
		(イ) 施設箇所の周囲は緑化されており、利用者に望見されにくいこ
		とから、この状態を維持する。
2	万座集団施設地区	■ 管理方針
		万座集団施設地区は、主にシラビソ、コメツガ等の針葉樹に
		囲まれた斜面に位置するため、利用施設は、周囲の景観との調
l		和に配慮し、整備を図る。
	ア 万座道路	県道から万座亭、日進館へ至る道路及び松屋ホテル、湯の花旅館
	(車道)	へ至る道路である。引き続き安全が確保されるよう維持管理に努め
		る。
		取扱方針は、2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」による。

	イ 万座園地	3つの園地(熊池園地、熊四郎園地、空吹き園地)が整備されている。
		· 。
		園地として、特に自然解説施設の充実を図る。
		園地内の硫化水素ガス発生地帯の立入禁止には万全の措置を講
		じるとともに、警報器による利用者の安全確保も引き続き行う。
	ウ 万座宿舎	2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。
		(ア) 夏季の温泉利用、万座・草津白根の自然探勝及び冬季のスキー
		利用の宿泊拠点として利用されており、周囲の施設との調和を
		図る。
		(イ) 万座宿舎事業の最大収容力は現在の事業決定(平成 20 年 10
		月2日告示)の規模とし、1件当たりの収容力は現在の最大収
		容力である 700 人を超えないものとする。
		 (ウ) 温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を維持するために、増築する
		場合、建築物の高さは原則として 15m 以下とする。ただし、既
		存建築物の高さが15mを超えている場合は既存の高さを超えな
		いものとする。
		 (エ) 屋根及び壁面の色彩については、ほとんどの宿舎の屋根は焦げ
		茶色、壁面はベージュ色で統一されており、今後もこの色彩を
		基本とし、全体としての統一を図る。
3	道路(車道)	
	ア四万線	四万温泉入口から温泉街の西側を通過する国道 353 号で、道路か
		らは赤沢山を背景に四万温泉の街並みや中心部を流れる四万川を
		眺望できる。
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、整備に当た
		っては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。
	イ 万座白根線	万座集団施設地区中心部から、志賀草津線道路(車道)へと接続
		する県道である。
		積雪のため 11 月中旬から 4 月中旬まで通行止めとなる。
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、整備に当た
		っては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。
	ウ 高山老ノ倉線	万座集団施設地区から高山村へ抜ける県道である。
		積雪のため 11 月中旬から 4 月中旬まで通行止めとなる。
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、整備に当た
		っては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。
	工 志賀草津線	長野県山ノ内町から群馬県草津町へ至る国道 292 号 (通称:志賀

		,
		草津ルート)で、国道最高地点(標高 2,172m)を経由することか
		ら、北アルプス等の山々やシラビソ、オオシラビソ等の森林景観の
		眺望に優れており、開通期間を通して交通量の多い道路である。
		積雪のため 11 月中旬から4月中旬まで通行止めとなる。
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、付帯工作物
		 については、道路や展望所からの眺望に支障を及ぼすことのないよ
		う、十分配慮する。
		拡幅・改良については安全確保上、必要最小限と認められる範囲
		までとする。
(4)	道路(歩道)	3. 12 / 30
	ア摩耶滝線	四万温泉集団施設地区から北西の摩耶滝へ至る遊歩道で温泉利
) 14- III II ENA	用客の自然探勝路として利用されている。
		取扱方針は、2.(1)③「道路(歩道)」による。
		ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題
		については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。
	 イ 小倉滝線	四万温泉集団施設地区から西側の小倉滝へ至る遊歩道で温泉客
	1 小月 他旅	
		の自然探勝路として利用されている。ヤマビルの異常発生やツキノ
		ワグマ、ニホンザルの出没等の問題については、利用者の安全を確し
		保するため、対策を検討する。
		2.(1) ③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な
		整備を検討する。
	ウ 万座山田峠線	万座温泉から志賀草津線道路(車道)沿いの山田峠に至る歩道で、
		峠付近にはハイマツ群落がありホシガラスが見られるほか、万座方
		面の展望にも優れている。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、峠付近は地すべり対策を施
		した箇所を横断するルートがあるため、利用状況に応じて必要な整
		備を検討する。また、特に雪解け後、危険な状況の場合は通行止め
		も検討する。
	工 万座熊池線	万座温泉から熊池、青池、鮒池等の池をめぐる遊歩道であるが、
		平成 13 年 9 月の台風により地滑りが起こり、(施行日現在) 通行止
		めとなっている。
		地すべり対策が完了し、利用者の安全が確保されるまで、通行止
		めとする。
		取扱方針は、2.(1)③「道路(歩道)」による。
	才 万座本白根線	万座温泉から空釜の歩道分岐点に至る歩道である。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、空釜、万座方面展望地点で
		は、利用者が展望を楽しむため、標識類の設置等については、風致
		197 1474日本 文王と元しらにい、小教会の教育が10~1 (187)科教

		への影響を与えないよう配慮する。
カ	白根芳ヶ平線	湯釜の麓にある白根レストハウスから芳ヶ平へ至る歩道である。
,,		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、高山植物保護のため、必要
		に応じて保全対策を行う。
		雨により歩道が洗掘されている箇所もあることから、水切り等の
		整備を行う。
キ	大平湿原花敷	大平湿原から田代原へ至る歩道である。
	線	2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、高山植物保護のため、必要
		に応じて保全対策を行う。
ク	本白根線	弓池から逢ノ峰、空釜を経て、弓池へ周回する歩道である。特に
		空釜周辺はコマクサをはじめとする高山植物が生育し、展望所から
		の眺めは浅間山や北アルプスを望むことができるため、利用者の多
		い歩道である。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用者による踏み荒らしや
		盗掘等が見られることから、防止手法について検討し、必要な整備
		を行う。
ケ	野反湖畔線	富士見峠を起点として湖畔を周回する自然探勝路である。起伏も
		少なく、砂利及びウッドチップで舗装された遊歩道が整備され、湖
		畔の植物や湖を囲む山々を眺望できる。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、施設の維持管理に努め、今
		後ともこの利用を継続させる。
コ	野反湖周回	富士見峠を起点として野反湖を囲む山々を周回するコースで、高
	線	山植物が豊富であるほか、野反湖の眺望も楽しむことができる。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては、沿線の
		自然改変を極力避け、登山道浸食防止のための排水工等を検討す
		る。
サ	横手山草津	群馬県、長野県境にある横手山山頂から渋峠、芳ヶ平を経由し、
	線	草津温泉街方面へ至る歩道である。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては、特に芳
	いなづつみやま	ケ平湿原及びその周辺の自然環境の保全に配慮する。
シ	稲包山線	みなかみ町三国峠から稲包山を経て、赤沢山歩道分岐点へ至る歩
		道で、山頂には樹木がないため眺望が開け、谷川岳・苗場山を一望
		できる。 ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題
		でマピルの異常発生やグギノワグマ、ニホンサルの血液等の問題については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な
		2.(1/0) 「坦路(少坦)」によるはか、利用仏代に応じて、必要な 整備を検討する。
		正川で7次円ソンの

ス赤沢山線	みなかみ町法師温泉から赤沢山を経て、四万温泉集団施設地区へ
	至る歩道で、ナラやブナ等の広葉樹に覆われ、山頂付近の林床はサ
	サが生い茂っている。
	ヤマビルの異常発生やツキノワグマ、ニホンザルの出没等の問題
	については、利用者の安全を確保するため、対策を検討する。
	2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な
	整備を検討する。
⑤ 園地	
ア号池	湯釜の麓の弓池を中心とする園地で、遊歩道、レストハウス、駐
	車場等が整備されている。
	志賀草津線道路(車道)が開通する4月中旬から 11 月中旬まで
	利用され、弓池の高山植物や野鳥、草津白根山や火口湖を望むこと
	ができるため、利用者の多い園地である。
	2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、利用者が国立公
	園を意識できるよう、風致の保全には十分配慮する。
イ 逢の峰	逢ノ峰山頂部にある園地で、白根山や志賀高原の展望休憩所が整
	備されている。
	2.(1)④「園地」によるほか、施設の維持管理に努め、今後ともこ
	の利用を継続させる。
ウ 草津	草津温泉街の北側にある園地で、散策路、駐車場等が整備されて
	いる。
	2.(1)④「園地」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検
	討する。
工 殺生河原	殺生河原にある園地で、防災のため硫化水素ガス警報装置等が整
	備されている。
	2.(1)④「園地」によるほか、当園地は硫化水素ガス発生地帯であ
	り、利用者の安全確保に配慮した整備を行う。
オ 西の河原	草津温泉街の西側にあり、湧き出す温泉が川となって流れる温泉
	園地として整備されている。
	草津温泉街と直結していることから、温泉宿泊者を中心に利用者
	が多い。
	2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、利用者が国立公
	園を意識できるよう、風致の保全には十分配慮する。
⑥ 宿舎	
ア横手山	志賀高原最高峰の横手山に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、
	冬季のスキー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施
	設としての機能も有している。

から望見されやすい場所にあることから、建築物を極力目立たなくする必要があるため、高さは 13m以下とする。 イ 奥万座 万座温泉集団施設区の西側に位置する宿舎である。 2.(1)⑤「宿舎」によるほか、静寂で落ち着いた雰囲気を維持するため、建築物の高さを抑える必要がある。そのため、高さは 15m以下とする。その他の取扱方針は 2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。ウ 芳ヶ平 「芳ヶ平湿原付近に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施設としての機能も有している。 2.(1)⑤「宿舎」によるほか、志賀草津線道路(車道)や横手山草津線道路(歩道)、白根芳ヶ平線道路(歩道)から望見されること、周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは 13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。 2.(1)⑤「宿舎」によるほか、野反湖畔で、望見されやすい場所に	
 イ 奥万座 万座温泉集団施設区の西側に位置する宿舎である。 2.(1)⑤「宿舎」によるほか、静寂で落ち着いた雰囲気を維持するため、建築物の高さを抑える必要がある。そのため、高さは 15m以下とする。その他の取扱方針は 2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。ウ 芳ヶ平 ウ 芳ヶ平 芳ヶ平湿原付近に位置する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施設としての機能も有している。 2.(1)⑥「宿舎」によるほか、志賀草津線道路(車道)や横手山草津線道路(歩道)、白根芳ヶ平線道路(歩道)から望見されること、周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは 13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。 	
2.(1)⑤「宿舎」によるほか、静寂で落ち着いた雰囲気を維持するため、建築物の高さを抑える必要がある。そのため、高さは 15m以下とする。その他の取扱方針は 2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。	
ため、建築物の高さを抑える必要がある。そのため、高さは 15m以下とする。その他の取扱方針は 2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。 ウ 芳ヶ平	
以下とする。その他の取扱方針は 2.(2)②ウ「万座宿舎」に準ずる。	
ウ 芳ヶ平	
キー利用者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩施設としての機能も有している。 2.(1)⑤「宿舎」によるほか、志賀草津線道路(車道)や横手山草津線道路(歩道)、白根芳ヶ平線道路(歩道)から望見されること、周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	
津線道路(歩道)、白根芳ヶ平線道路(歩道)から望見されること、周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	:
周囲に貴重な自然環境があることなどから、建築物の規模は原則として既存の規模を超えないものとし、高さは13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	
して既存の規模を超えないものとし、高さは13m以下とする。 エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	
エ 野反湖 野反湖北端の野営場と併設する宿舎で、野反湖周辺の探勝者の宿 泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	
泊拠点として利用されているほか、休憩所としての機能も有している。	
る。	
2.(1)⑤「宿舎」によるほか、野反湖畔で、望見されやすい場所に	
あることから、建築物を極力目立たなくする必要がある。そのため、	
建築物の高さは既存建築物の高さを超えないものとする。	
オ 渋峠 志賀草津線道路(車道)の群馬県と長野県の境にある渋峠に位置	
する宿舎で、夏季の自然探勝者、冬季のスキー場利用者の宿泊拠点	
として利用されているほか、ドライブの休憩所としての機能も有し	
ている。	
2.(1)⑤「宿舎」によるほか、渋峠の風致の保全上、建築物の高さ	
は 13m以下とする。	
7 休憩所	
○ 野反湖 野反湖南端にある休憩所で、野反湖の入口部に位置し、八間山等	
の登山口があるなど、利用上重要な拠点となっている。	
2.(1)⑥「休憩所」によるほか、野反湖の風致の保全上、高さは原	
則として既存の高さを超えないものとする。	
图 野営場	
ア 芳ヶ平	
野外宿泊拠点としてフリーテントサイトが整備されている。	
2.(1)⑦「野営場」によるほか、芳ヶ平の貴重な自然環境を考慮し、	
原則として、既設フリーテントサイトの拡大は行わない。	
芳ヶ平宿舎があることから、バンガロー、コテージ等の宿泊施設	
は原則として認めない。	

	イ 野反湖	野反湖北端に位置する野営場で、野反湖周辺の探勝者の宿泊拠点 としてバンガロー、フリーテントサイト、休憩施設が整備されてい る。
		バンガローは老朽化が見られるため、再整備を認めるが、バンガ
		ロー間の間隔を十分にとり、密集した印象を与えないものとする。
		 取扱方針は、2.(1)⑦「野営場」によるが、建築物の外部意匠・色彩
		等は 2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ずる。
9	運動場	
	○ 草津	折目ヶ原付近に運動場及びテニスコートが整備されている。
		2.(1)⑧「運動場」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を
		検討する。
10	スキー場	
	ア 万座山	万座温泉の西側に広がるスキー場である。
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
		硫化水素ガス危険地区への立入禁止措置を厳重に行うとともに、
		パトロールを励行し、事故防止に万全を期す。
	イ 万座朝日山	万座温泉の東側に広がるスキー場である。
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
		硫化水素ガス危険地区への立入禁止措置を厳重に行うとともに、
		パトロールを励行し、事故防止に万全を期す。
	ウ 草津	本白根山から天狗山に広がるスキー場である。
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
	工 渋峠	横手山山頂から渋峠側斜面に広がるスキー場である。
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
11)	駐車場	

	T	
	〇 渋峠	渋峠に整備されている駐車場で渋峠周辺の自然探勝や休憩のた
		めの施設として利用されている。
		志賀草津線道路(車道)が通行止めとなる 11 月中旬から4月中
		旬までは積雪のため利用できない。
		建築物の高さは 13m以下とし、外部意匠・色彩等は 2.(1)⑤「宿
		舎」の取扱いに準ずる。
12	索道運送施設	
	ア本白根線	殺生河原と本白根山を結ぶロープウェイで、夏季は本白根山周辺
		の自然探勝者、冬季はスキー利用者の運送施設として利用されてい
		る。
		2.(1)⑩「運輸施設(索道運送施設)」によるほか、建築物は既存
		のもの以外は原則として認めない。
	イ 逢の峰本白根	本白根山と逢ノ峰の鞍部を結ぶリフトで、夏季は本白根山周辺の
	線	自然探勝者、冬季はスキー利用者の運送施設として利用されてい
		る。
		2.(1)⑩「運輸施設(索道運送施設)」の取扱方針に準ずる。
	ウ 渋峠横手山線	渋峠と横手山を結ぶリフトで、夏季は横手山頂への自然探勝者、
		冬季はスキー利用者の運送施設として利用されている。
		2.(1) ⑩「運輸施設(索道運送施設)」の取扱方針に準ずる。
13	一般自動車道	
	○ 嬬恋万座線	嬬恋村三原から万座温泉へ至る一般自動車道である。夏季は万座
		温泉から志賀草津線道路(車道)、冬季は万座温泉やスキー場を訪
		れる利用者の利用が多い。
		取扱方針は、2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」による。
14)	公衆浴場	
	〇 草津	町営の公衆浴場として「ベルツ温泉」及び「西の河原温泉」が整
		備されている。
		建築物の外部意匠・色彩等は2.(1)⑤「宿舎」の取扱いに準ずる。
15)	博物展示施設	
	〇 草津	草津白根山・本白根山周辺及び隣接する西の河原園地等、草津周
		辺の自然情報を発信する「草津ビジターセンター」が整備されてい
		る。草津温泉街に近く、また西の河原園地の中にあることから温泉
		客の利用が多い。
		引き続き草津白根山・本白根山周辺の情報発信基地として機能を
		果たすとともに、利用状況に応じて、必要な整備を検討していく。
		建築物の外部意匠・色彩等は2.(1)⑤「宿舎」の取扱いに準ずる。

(3) 菅平管理計画区

事業の種	車類	取扱方針	
① 道路(車	道。」「道路(車道)		
ア鳥居	峠線	群馬県嬬恋村から県境である鳥居峠を経て長野県上田市へ至る	
		国道 144 号で、群馬県と長野県をつなぐ道路である。年間を通して	
		多くの交通量がある。	
		改良に当たっては、2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によ	
		るほか、曲線半径や道路勾配等は極力現地形に順応させる。	
イ 真田	菅平線	国道 406 号で、冬季はスキー場利用者が、夏季は運動合宿や避暑	
		目的の利用者等、年間を通して多くの交通量がある。	
		改良に当たっては、2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によ	
		るほか、曲線半径や道路勾配等は極力現地形に順応させる。	
② 道路(歩	② 道路 (歩道)		
ア鳥居	峠四阿山	群馬県と長野県境である鳥居峠から四阿山へ登る登山道である。	
線		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては周囲の植	
		生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一	
性を図る。		性を図る。	
イ 根子	岳登山線	菅平牧場を経由し根子岳へ至る登山道で、須坂市と上田市の境を	
		通るルートである。	
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては周囲の植	
		生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一	
		性を図る。	
ウ 菅平	四阿山線	菅平牧場を経由し四阿山へ至る登山道である。	
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては周囲の植	
		生保護に配慮し、標識類については四阿山へ至る他の路線との統一	
		性を図る。	
③ 園地			

○ 菅平

菅平高原の中心に位置する菅平湿原であり、湿原を散策するため の木道が整備されている。

2.(1)④「園地」によるほか、自然探勝や散策等の利用の増加に対応し、園地としての有効活用を図るための整備を進める。

- (ア) 野鳥・植物の解説板、湿地の案内等自然解説のための施設整備 に努める。
- (イ) 自然環境の保護及び利用者の安全の確保が必要な場合は、 制札・立入禁止柵等を整備する。
- (ウ) 休憩所、公衆便所等の施設を付帯する場合は、適正な規模とし、 改修・整備のための自然改変を極力少なくして周辺の環境との 調和に留意する。
- (エ) 周囲からの土砂の流入等により乾燥化が進行しているため、対策を講じる。

④ 宿舎

○ 菅平

2.(1)⑤「宿舎」によるほか、次のとおりとする。

(ア)規模・デザイン

- 建築物の高さは原則として 15m 以下とする。
- 建築物に係る土地の地形勾配は30%以下とする。
- 建築物の壁面の敷地境界線及び道路からの後退距離は 5m 以上とする。
- 既に上記各号の基準を超えている既存建築物の改築又は建て 替え、災害復旧のための新築の場合は、従前の規模を超えな いものとする。

(イ)付帯施設

- 宿舎の収容力に見合った駐車スペースを敷地内に確保すること。
- 屋外運動施設及び独立した形での屋内運動施設は、宿舎利用 者のみが使用するものに限り適正な規模内で付帯施設として 扱う。
- 独立した形での売店・店舗等は、敷地内であっても付帯施設 とは見なさない。

(ウ)行政指導の方針

● 建物と道路との間には極力樹木を植えることとする。

⑤ 休憩所

 ○ 菅平 四阿山・根子岳を登山する利用者のために、根子岳の登山に店、公衆トイレが整備されている。 2.(1)⑥「休憩所」によるほか、周囲の景観に合った建築物改築等を行う場合は原則として既存建築物の規模を超えないとする。 ⑥ 運動場 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100件近い運動場が割れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動がいては、公園利用に資するものは事業として扱う。	とし、いもの整備さ
2.(1)⑥「休憩所」によるほか、周囲の景観に合った建築物 改築等を行う場合は原則として既存建築物の規模を超えない とする。 ⑥ 運動場 ○ 菅平 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100 件近い運動場が望れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動地 いては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、原変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	を備さ場につ
改築等を行う場合は原則として既存建築物の規模を超えないとする。 ⑤ 運動場 ○ 菅平 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100件近い運動場が割れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動がいては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、東変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	を備さ場につ
とする。 ⑥ 運動場 ○ 菅平 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100 件近い運動場が割れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動がいては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、「変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	整備さ場につ
 ⑥ 運動場 ○ 菅平 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100件近い運動場が望れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動ないては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、東変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。 	場につ
○ 菅平 市営の「サニアパーク菅平」を始め、100件近い運動場が割れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動場いては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、「変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	場につ
れており、夏季のスポーツ合宿での利用が盛んである。運動ないては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、「変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	場につ
いては、公園利用に資するものは事業として扱う。 2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、「 変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	
2.(1)⑧「運動場」によるほか、施設の整備に当たっては、『変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	自然改
変を極力少なくし、周辺の環境との調和を図る。	自然改
⑦ スキー場	
○ 菅平 根子岳の西麓に位置するスキー場である。	
2.(1)⑨「スキー場」によるほか、スキー場施設(ゲレンデ	・滑走
コース・スキーリフト・付帯施設)の新築、改築又は増築は、	必要
最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、地区景観	見に著
しい影響を与えないものに限る。	
建築物の高さは、15m以下とする。	
⑧ 給油施設	
○ 菅平 施設の規模は現状程度とし、サインポールは1基とする。	
建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に	こ準ず
る。	
⑨ 給水施設	
○ 菅平 居住者や利用者の飲用水等を確保するための給水施設とし	して整
備されている。	
建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に	こ準ず
る。	
⑩ 排水施設	
○ 菅平 適切に汚水処理を行い、居住者や利用者が快適に過ごすこ。	とがで
きるように、排水施設が整備されている。	
建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に	こ準ず
る。	
⑪_博物展示施設	
○ 菅平 菅平周辺の自然環境の情報発信基地として、菅平湿原のス	し口に
「菅平高原自然館」が整備されている。	
隣接する菅平湿原の利用状況にも対応し、菅平の自然、人工	攵等を
紹介、解説、案内する施設としての整備を進め、適正な管理を	
紹介、解説、案内する施設としての整備を進め、適正な管理を	

	r		
		建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ず	
		る。	
12	ゴルフ場		
	〇 菅平	根子岳山麓の西側に位置するゴルフ場である。	
		施設の規模は現状を維持し、以下の内容で整備する。	
		また、農薬は、極力使用しないよう指導する。	
		(ア) 敷地内の自然樹林地は保全する。	
		(イ) ゴルフ場内に使用するシバは極力自生種を使用すること。	
		(ウ) 野生動植物の生息生育環境の保全・創出について適切な配慮が	
		なされ、水源や下流には菅平湿原を有することから水質の保全	
		についても必要な措置を講じること。	
		(エ) 建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準	
		ずる。	
		(オ) 水処理施設は、整備の時点で技術的に最良の機能を有すると認	
		められるものとする。	

(4) 浅間管理計画区

事業の種類	取扱方針	
① 鹿沢集団施設地	■管理方針	
区	(ア) 鹿沢集団施設地区はナラ林に覆われ、高山植物も生育してい	
	る。ゆったりとした傾斜の遊歩道沿いには湯尻川が流れ、利用	
	者が気軽に自然を楽しむことができる地区であることから、自	
	然を生かした施設整備を図る。	
	(イ) 集団施設地区内の土地所有者は、環境省と嬬恋村であることか	
	ら、標識類の整備等の際は緊密に連携し、集団施設地区内の景	
	観の統一を図る。	
ア 鹿沢道路	集団施設地区の入口と駐車場を結ぶ道路である。	
(車道)	2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」による。	
イ 鹿沢園地	集団施設地区内の環境省所管地内にある園地である。	
	2.(1)④「園地」によるほか、園地内の一部木道はバリアフリー化	
	されていることから、今後も多様な利用者に配慮した整備を行う。	
ウ 鹿沢宿舎	集団施設地区及びその周辺の利用拠点として利用されている。	
	2.(1)⑤「宿舎」によるほか、集団施設地区内の静寂な落ち着いた	
	雰囲気や自然景観を維持するために、増改築の際は原則として既存	
	建築物の高さ(20m以下)を超えないものとする。	
工 鹿沢野営場	集団施設地区及びその周辺の自然探勝の利用拠点としての野営	
	場として整備されている。	
	取扱方針は、2.(1)⑦「野営場」による。	

	才	鹿沢給水施設	集団施設地区内への給水施設として整備されている。
			建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ず
			る。
	力	鹿沢博物展示	集団施設地区及びその周辺の自然情報の発信基地として、「鹿沢
		施設	インフォメーションセンター」が整備されている。
			利用者が野生動植物や登山道に関する鹿沢の自然情報や歴史等
			の情報を得ることができるよう、展示内容の充実を図っていく。
			建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ず
			る。
2	道路	各(車道)	
	ア	東御嬬恋線	新鹿沢から旧鹿沢、湯の丸(県境)を経て東御市へ至る県道で、
			群馬県と長野県をつなぐ道路であり、湯の丸や池の平湿原へ至るア
			クセスルートであることから、特に夏季シーズンは交通量が多い。
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、群馬県側の
			旧鹿沢・湯の丸の区間は幅員が狭くカーブも急であることなどか
			ら、安全確保上必要最小限の拡幅及び線形改良は認める。
	長野県側は十分な幅員が確保されていることから、原具の		長野県側は十分な幅員が確保されていることから、原則として、
			道路の拡幅は認めない。
	イ 田代小諸線 小諸市の国立公園境界から嬬恋村田代、高峰高原(県		小諸市の国立公園境界から嬬恋村田代、高峰高原(県境)を経て
			小諸市へ至る村道及び市道である。
			群馬県嬬恋村側(村道)は一部未舗装区間があり、冬季は積雪の
			ため未舗装区間は通行止めとなる。長野県小諸市側(市道)は通称
チェリーパークラインと呼ばれ、浅間山登山口や高峰		チェリーパークラインと呼ばれ、浅間山登山口や高峰宿舎、スキー	
場へのアクセスルートとして利用されているほか、道		場へのアクセスルートとして利用されているほか、道路から小諸市	
			街の眺望も楽しむことができる。
2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、整備に当た	
っては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。		っては、道路からの眺望の保全に十分配慮する。	
	ウ	北軽井沢鬼押	北軽井沢と鬼押出しを結ぶ町道で、北軽井沢から、「町営浅間園」、
		出線	「浅間火山博物館」へ至るアクセスルートとして利用されている。
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、ほぼ直線の
			道路であり、十分な幅員が確保されていることから、原則として、
			道路の拡幅・改良は認めない。
			整備に当たっては、浅間山の眺望を確保する。
	工	北軽井沢軽井	北軽井沢と軽井沢を結ぶ国道で、群馬県と長野県を結ぶ横断道路
		沢線道路	として、生活道路、観光道路として利用も多く、重要な道路である。
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、十分な幅員
			が確保されていることから、原則として、道路の拡幅は認めない。

ı ſ				
		整備に当たって、浅間山の眺望を確保する。		
	オ	峠線	旧軽井沢と峠町を結ぶ県道である。	
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、道路幅の狭	
			い箇所もあることから、拡幅・改良については安全確保上、必要最	
			小限と認められる範囲までとする。	
	カ	碓氷峠線	碓氷湖周辺から県境の碓氷峠へ至る旧国道 18 号である。	
			新国道 18 号が国立公園外に開通したため、交通量は減少したが、	
			道路沿いからの紅葉や世界文化遺産候補のめがね橋があるなど	
			どころも多く、公園利用の面から重要な道路である。	
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、道路幅の狭	
		い箇所もあることから、拡幅・改良については安全確保上、必要		
			小限と認められる範囲までとする。	
	キ	小諸浅間線	小諸市公園境界から浅間山登山口へ至る道路である。	
			2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、利用状況に	
			応じて、必要な整備を検討する。	
3	道路	各(歩道)		
	ア	中部北陸自然	中部北陸自然歩道のうち、安中市石山から碓氷峠、旧軽井沢から	
		歩道線	峰の茶屋まで至る歩道である。	
2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては、		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては、既存の		
	歩道を活用し、規模は、高山植物保護、浸食防止のため必要		歩道を活用し、規模は、高山植物保護、浸食防止のため必要最小限	
			とする。	
	イ	新鹿沢旧鹿沢	新鹿沢から鹿沢園地を経由し旧鹿沢へ至る湯尻川沿いのなだら	
		線	かなナラ林の遊歩道で、新緑や紅葉を気軽に楽しむことができる。	
			2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、一部施設は嬬恋村により整	
	備されているが、今後は直轄事業も視野に、利用者が気楽に自		備されているが、今後は直轄事業も視野に、利用者が気楽に自然散	
		策を楽しめるよう、安全対策や標識類整備等の充実を図る。		
	ウ	旧鹿沢角間鍋	旧鹿沢から角間峠、角間山を経由し鍋蓋山へ至る登山道である。	
		蓋山線	2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、必要に応じて、登山利用者	
			の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。	
	工	湯ノ丸山線	湯の丸高原地蔵峠から湯ノ丸山山頂を経て、烏帽子岳、角間峠へ	
			と至る登山道である。天然記念物であるレンゲツツジ群落をはじめ	
			とする高山植物や浅間や北アルプスの展望に優れており、夏季シー	
			ズンを中心に多くの利用客が訪れる。2.(1)③「道路(歩道)」によ	
	るほか、必要に応じて、登山利用者の事故防止、高山植物保		るほか、必要に応じて、登山利用者の事故防止、高山植物保護、浸	
			食防止のための保全対策を行う。	
	オ	黒斑山登山線	浅間山登山口である高峰高原と黒斑山を結ぶ登山道である。	
			2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、必要に応じて、登山利用者	

			の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。	
	カ 不動	滝浅間山	浅間山登山口である「浅間山荘」から「火山館」、湯ノ平を経て	
	頂線		前掛山へ至る登山道である。	
			2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、必要に応じて、登山利用者	
			の事故防止、高山植物保護、浸食防止のための保全対策を行う。	
		国境平から鼻曲山を経て熊野神社へ至る登山道である。		
		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な		
	整備を検討する。 ク 小瀬鼻曲山頂 小瀬から鼻曲山頂へ至る登山道である。		整備を検討する。	
			小瀬から鼻曲山頂へ至る登山道である。	
	線		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な	
			整備を検討する。	
	ケ鼻曲	時剣ノ峰	鼻曲峠から霧積温泉、剣ノ峰山頂へ至る登山道である。	
	霧積	線	2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な	
			整備を検討する。	
	コ 峰の)茶屋小	千ヶ滝から小浅間山へ至る登山道である。	
	浅間	月 線	2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な	
			整備を検討する。	
	サ 離山	J線	軽井沢中心部から近い離山にある登山道で、山頂からは浅間山、	
			北アルプス、八ヶ岳を一望できるため、別荘滞在者を中心に自然散	
	策路として利用されている。		策路として利用されている。	
			2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、整備に当たっては、山頂か	
		らの展望を確保する。		
	ショウ	けしゃくそんさん 子石 尊山	追分から石尊山へ至る登山道である。	
	線		2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な	
			整備を検討する。	
	ス 峠硝	 生氷峠線	軽井沢から碓氷峠へ至る登山道である。	
			2.(1)③「道路(歩道)」によるほか、利用状況に応じて、必要な	
			整備を検討する。	
4	園地			
	ア見晴	台	八ヶ岳や妙義山等の山々の展望園地として整備されている。	
			2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては展望方向の眺望を	
			確保する。	
	イ 浅間	高原	浅間高原の散策や浅間山、その山麓樹海の風景観賞のための園地	
			として四阿、売店等が整備されている。	
			2.(1)④「園地」によるほか、今後とも牧場の風景の維持、浅間山	
			及び樹海の展望を確保する。	
ļ	ウ 旧鹿	沢	旧鹿沢周辺の散策園地として計画されているが、現在、施設は特	

	にない。		
	2.(1)④「園地」によるほか、今後利用状況に応じて、必要な施設		
	や規模等を検討する。		
エ 鬼押出	浅間山麓の溶岩でできた鬼押出しの風景鑑賞のための園地とし		
	て整備されている。		
	2.(1)④「園地」によるほか、浅間山麓の直下にあることから、整		
	備に当たっては、浅間火山群の眺望を妨げるおそれのあるものは認		
	めない。		
才 高峰園地	高峰高原への散策、自然探勝のために計画されている園地で、現		
	在、施設はない。		
	2.(1)④「園地」によるほか、今後利用状況に応じて、必要な施設		
	や規模等を検討する。		
カ 峰の茶屋	小浅間等への自然探勝の園地及び休憩施設として整備されてい		
	る。		
	2.(1)④「園地」によるほか、休憩施設の高さは、原則として、既		
	存の高さとする。		
キ 小瀬	小瀬周辺の散策、自然観察等のための園地として整備されてい		
	ర ం		
	2.(1)④「園地」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を検		
	討する。		
ク 離山	軽井沢町市街地や浅間山等の山々の展望及び自然探勝等の園地		
	として整備されている。		
	2.(1)④「園地」によるほか、整備に当たっては、山頂からの展望		
	を確保する。		
⑤ 宿舎			
ア霧積温泉	霧積温泉周辺の登山利用者等の宿泊施設として利用されている。		
	2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を		
	維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さ		
	は 15m 以下とする。		
イ 旧鹿沢	旧鹿沢周辺の自然探勝や登山利用者等の宿泊施設として利用さ		
	れている。		
	2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を		
	維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さ		
	は 15m 以下とする。		

	ウ 高峰	高峰高原周辺の自然探勝、浅間山登山者、スキー場利用者等の宿
		泊施設として利用されている。
		2.(1)⑤「宿舎」によるほか、稜線部の樹林帯に立地しており、他
		の地域から望見されやすい場所にあるため、建築物を極力目立たな
		くする必要がある。そのため、高さは 15m 以下とする。
		付帯施設の整備に当たっては、周囲の風致に影響を与えないもの
		とする。
	工 天狗温泉	浅間山の登山利用者等の宿泊施設として利用されている。
		2.(1)⑤「宿舎」によるほか、浅間山の登山口にあり、静寂で落ち
		着いた雰囲気を維持するために、建築物の高さを抑える必要がある
		ことから、高さは 15m 以下とする。
	オ 小瀬	小瀬周辺の自然探勝のための宿泊施設として利用されている。
		2.(1)⑤「宿舎」によるほか、温泉地の静寂で落ち着いた雰囲気を
		維持するために、建築物の高さを抑える必要があることから、高さ
		は 15m 以下とする。
	カ 軽井沢	軽井沢周辺の自然探勝の宿泊施設として利用されている。
		2.(1)⑤「宿舎」によるほか、利用状況に応じて、必要な整備を行
		う。
		静寂で落ち着いた雰囲気を維持するために、建築物の高さを抑え
		る必要があることから、高さは 15m 以下とする。
6	野営場	
	ア鬼押出	鬼押出し周辺の自然とふれあうための野営場として整備されて
		V3.
		2.(1)⑦「野営場」によるほか、十分なフリーテントサイトが確保
		されていることから、原則として、フリーテントサイトの拡大は行
	> 1 \fr	わない。 小瀬周辺の自然とふれあうための野営場として整備されている。
	イ 小瀬 	7. 「
		ないものとする。
(7)	 スキー場	75 V 0 V 2 7 V 0
·	ア新鹿沢	新鹿沢のスキー場である。
	7 77 17 20 0	2.(1) ⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
		湯ノ丸山のスキー場である。
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則
		としてコース及びリフトの新設は行わない。
		建築物の高さは、13m以下とする。
	İ	

ı			
	ウ 高峰	高峰高原のスキー場である。	
		2.(1)⑨「スキー場」によるほか、現状の利用状況を考慮し、原則	
		としてコース及びリフトの新設は行わない。	
		建築物の高さは、13m以下とする。	
8	索道運送施設		
	湯ノ丸山線	夏季は主としてレンゲツツジの開花時期に利用者を山腹へ運ぶ	
		施設として、冬季はスキーリフトとして多くの利用がある。整備に	
		当たっては、2.(1)⑩「運輸施設(索道運送施設)」による。	
9	一般自動車道		
	ア 峰の茶屋三原	峰の茶屋から鬼押出しを経由し嬬恋村へ至る一般自動車道で、沿	
	線	線からは浅間山が一望でき、また噴火後の植生の遷移状況等が見ら	
		れるため、夏季シーズンを中心に多く利用されている。	
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、十分な幅員	
		が確保されていることから、原則として、道路の拡幅は認めない	
		付帯施設の整備の際には、原則として浅間山展望方向には整備は	
		行わない。	
	イ 白糸旧軽井沢	峰の茶屋から白糸の滝を経由し、旧軽井沢へ至る一般自動車道で	
	線	ある。	
		2.(1)②「道路(車道)・一般自動車道」によるほか、拡幅・改良	
		については安全確保上必要最小限と認められる範囲までとする。	
10	博物展示施設		
	鬼押出	浅間山の自然情報及び火山情報の発信基地として「浅間火山博物	
		館」が整備されている。	
		引き続き、浅間山の自然及び火山に関する最新の情報を利用者に	
		提供していく。なお、整備に当たっては、現状の規模程度とし、浅	
		間山の眺望に支障を与えないよう配慮する。	
		建築物の外部意匠・色彩等は、2.(1)⑤「宿舎」の取扱方針に準ず	
		る。	
	•		

第6章 その他国立公園の適正な保護と利用に関する事項

1. 公園管理に携わる団体

当地域の主な国立公園管理における関係団体について下記に示します。これらの団体等と連携し、国立公園の管理を充実させます。

	バ 国立公園の自座でル夫させまり。	ナカ洋動山宏
地区	活動団体名(事務局・管理団体)	主な活動内容
	吾妻森林管理署管内国有林野スキー場運営協	避難小屋の管理、スキー場
	議会(草津町)	利用状況把握、点検
草津	草津白根万座をきれいにする会(草津町)	美化清掃・高山植物保護、
•		普及啓発等
万座	草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議	硫化水素ガス安全対策の検
•	会 (群馬県)	討、定期観測等
野反	白根山系の高山植物を守る会(自然公園財団)	高山植物保護活動、パトロール、
•		地元中学生協働活動
四万	自然公園財団草津支部(自然公園財団)	美化清掃、施設維持管理、
地区		利用指導・普及啓発等
	野反湖自然休養林保護管理運営協議会 (中之条	遊歩道整備、
	町)	植生保護・復元活動等
	根子岳・四阿山保全協議会(上田市)	登山道維持管理、美化清掃、
		トイレ管理等
	菅平高原を美しくする会 (上田市)	菅平地区の美化清掃・高山
菅平		植物保護、普及啓発等
地区	NPO 法人やまぼうし自然学校	自然体験プログラム、指導
		者育成講座の提供等
	菅平区自然公園法調査委員会(菅平区)	菅平地区の自然公園法許認
		可行為の事前審査
	高山植物等保護対策協議会東信地区協議会(東	高山植物保護普及啓発、
	信森林管理署)	パトロール実施等
	浅間高原をきれいにする会(長野原町・嬬恋村)	美化活動、啓蒙活動
浅間	湯の丸レンゲツツジ保存会 (嬬恋村)	レンゲツツジ保存活動、
地区		体験・指導
	湯の丸・高峰レクリエーションの森環境整備運	環境施設整備、清掃活動、
	営協議会(東御市)	 利用指導
	湯の丸牧場運営協議会 (東御市)	レンゲツツジ保存活動、観
		 光振興等
		× = =: ** * *

	鹿沢高原をきれいにする会(鹿沢温泉観光協	美化活動、
	会)	登山道維持活動
	鹿沢インフォメーションセンター運営協議会	自然解説活動、
	(休暇村鹿沢高原)	情報発信・普及啓発等
	NPO 法人浅間山麓国際自然学校	自然体験プログラム提供、
		インタープリター養成、普
		及啓発等
	株式会社ピッキオ	自然解説活動、野生動物の
		調査、普及啓発等
	NPO 法人日本チョウ類保全協会	希少チョウ類の調査・保護
		活動
	浅間山系ミヤマシロチョウを守る会	希少チョウ類の調査・保護
		活動
	鹿沢万座パークボランティア(環境省)	自然解説活動、利用者指導
	自然公園指導員	普及啓発
	嬬恋村インタープリター会	自然解説活動・インタープ
全域		リター養成、パトロール等
	関係市町村、各観光協会・温泉協会	観光資源の PR、宿泊施設
		の提供、美化活動、施設の
		<i>₩</i> +± <i>∞</i> τπ <i>/ /</i>
		維持管理等

2. 研究者との連携

国立公園の管理を行うにあたり、管理手法、調査方法、分析方法、合意形成手法などの分野で、科学的知見が必要となることから、公園管理に協力をいただけるよう、研究者との連携を図ります。

3. 今後解決・検討すべき課題

(1) 野生動物との軋轢(鳥獣被害)の根本的対策

当地域においては公園内において農業を行う地域もあり、野生鳥獣による農業被害が絶えないほか、公園利用者や地域住民への被害も見られます。短期的な対応としては第3章4にて行いますが、根本的な原因や解決方法については、未だ課題として残ります。

(2) 上信越高原国立公園の一体的な管理

上信越高原国立公園は当地域だけでなく、志賀高原、妙高高原、戸隠も含まれていますが、地域性などの理由により、現在では一体的な公園管理は行われていません。将来的にどのような体制で当公園を管理するのか、議論の必要があります。

